



第3次 都留市 子ども・子育て支援 事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7年3月
都留市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 都留市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	3
1 主な関連制度の動向.....	3
2 人口の状況.....	6
3 世帯の状況.....	8
4 婚姻・離婚の状況.....	10
5 就労の状況.....	11
6 地域資源の状況.....	12
7 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況	14
8 ニーズ調査結果からみる子育て家庭の状況.....	17
9 子ども・子育て支援にかかる主な課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念.....	26
2 基本的な視点.....	27
3 基本目標及び主な施策.....	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実.....	29
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	46
基本目標3 地域における子ども・子育て支援の推進.....	55
基本目標4 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実.....	63
基本目標5 子どもの権利擁護.....	70
基本目標6 子ども・子育て環境の整備.....	77
第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	84
1 教育・保育提供区域の設定.....	84
2 子ども数の推計.....	85
3 幼児期の特定教育・保育事業.....	86

4 地域子ども・子育て支援事業.....	90
第6章 計画の推進	101
資料編	103
都留市子ども・子育て会議条例.....	103
都留市子ども・子育て会議委員名簿.....	105
都留市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	106

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下や未婚率の上昇、晩婚化等の要因によって、少子高齢化が一層進行しており、就労環境や経済の変化等に起因して、仕事と家庭の両立に困難さが生じるとともに、待機児童問題や放課後児童クラブの不足も深刻で、結婚・出産・子育ての希望が叶わない等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

さらに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が子育てに対する支援を得ることが難しくなっていることから、子育てに対する孤立感や負担感、不安感の増加も指摘され、子ども・子育てへの支援の更なる充実が求められています。

このような状況の中、国では、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等を主な内容とする、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育てを社会全体で支援する仕組みの構築に向けて取り組んできました。

また、子ども・子育て支援法では、市町村が主体となって子ども・子育て支援に取り組むことを目指し、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけています。

本市においては、平成27年3月に「都留市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2次都留市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、効率的かつ効果的な子ども・子育て支援の推進に取り組んできました。

この度、第2次計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題、子ども・子育て環境の変化等を踏まえ、新たな「第3次都留市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保等、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な推進を目的に策定されます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画の考え方を踏襲し、子どもの健やかな成長を目的とした環境整備や子育て支援に関する事業についての方向性を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「都留市長期総合計画」、「都留市地域福祉計画」、「都留市教育振興基本計画」、「都留市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等、関連する各分野の計画と整合をとります。

子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

次期計画策定に向け、計画の最終年度である令和11年度には本計画の見直しを行う予定ですが、社会環境の変化や計画の進捗状況により、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直し、実効性のある計画とします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2次子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)							
		見直し	第3次子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)				
							見直し

4 計画の対象

本計画は市内のすべての子どもと子育て家庭、市民、地域、事業主、団体等を対象としています。

本計画における「子ども」は、子ども・子育て支援法における定義を踏まえ、概ね18歳未満の子どもを指します。

子ども・子育て支援法 第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第2章 都留市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 主な関連制度の動向

(1) こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先されて考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(2) 子ども・子育て支援制度の改正

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。主な改正点は下記のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・ 児童手当の拡充 ・ 妊婦のための支援給付の創設 等
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・ 妊婦等包括相談支援事業の創設 ・ こども誰でも通園制度の創設 ・ 産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育での推進	・ 出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・ 自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置の創設
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

(3) 次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された 10 年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年に改正、令和 17 年 3 月 31 日まで延長されました。

(4) 児童虐待防止

令和 4 年 6 月に児童福祉法が改正され、児童虐待防止対策が強化されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・全ての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

(5) 障がい児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健全な成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和 3 年 6 月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。令和 6 年 6 月には、児童福祉法が改正され、児童発達支援センターの役割が明確化されるとともに、障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等が盛り込まれています。

(6) こどもの貧困対策

令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しが行われました。令和 6 年 6 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

(7) 地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

- ・ 包括的相談支援事業
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 多機関協働事業

(8) 雇用・就労関連

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・ 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・ 育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

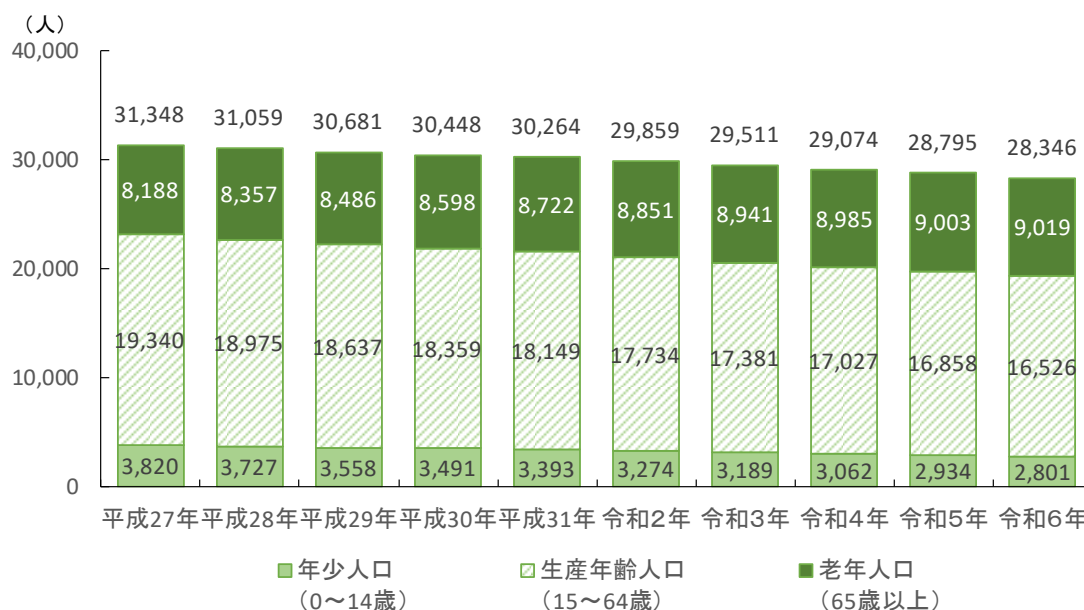
2 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成27年の31,348人から令和6年には28,346人まで減少しています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で老年人口は増加傾向が続いており、高齢化率も31.8%まで上昇しています。

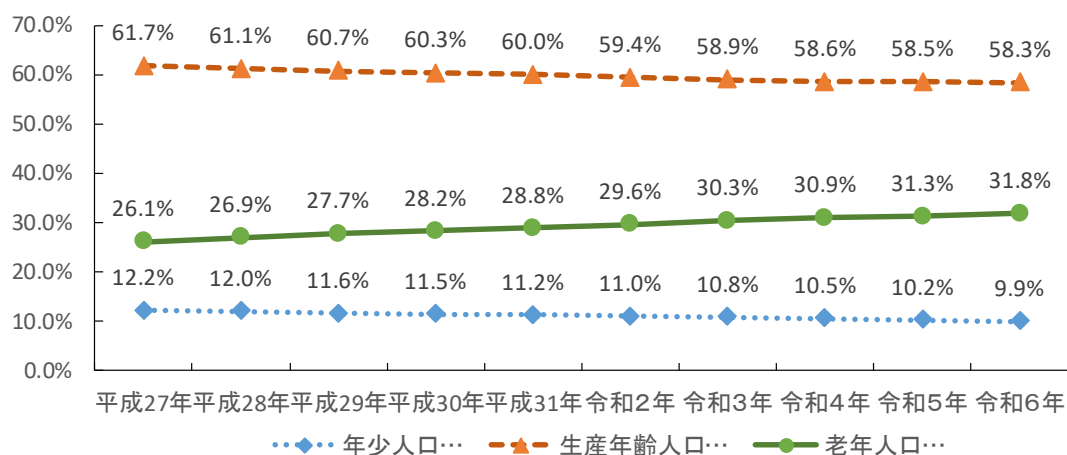
今後も人口減少、少子高齢化の傾向が続くものと見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

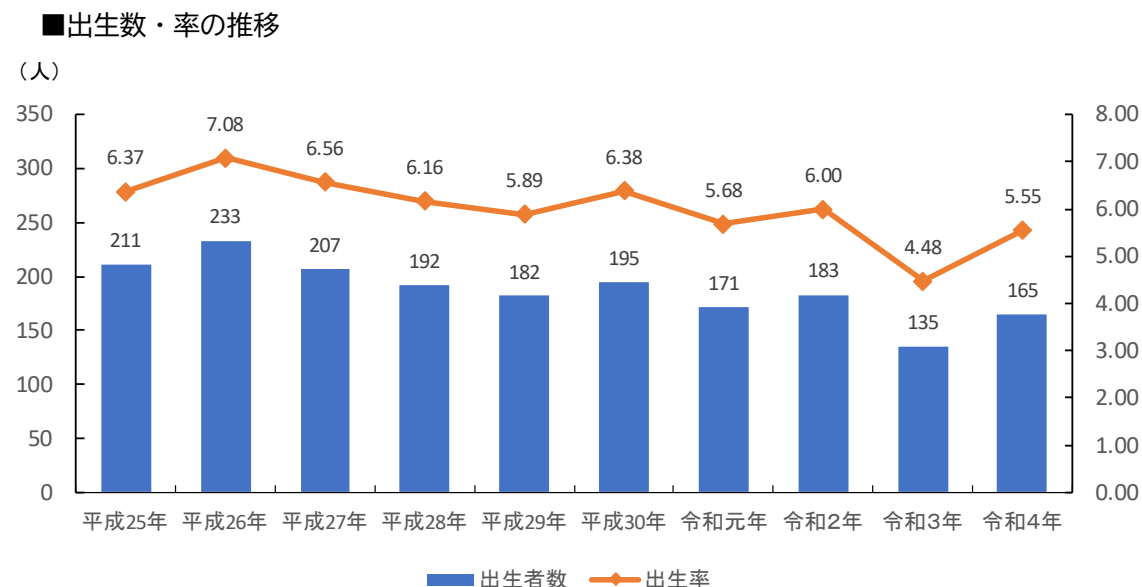
■年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数・率の状況

本市の出生数は、平成26年には233人でしたが、減少傾向が続き、令和3年には135人まで減少しています。人口千人あたり出生数（出生率）も減少傾向となっています。



出典：人口動態統計

(3) 子ども・子育て世代の転入・転出の状況

子ども（0～9歳）及び子育て世代（25～39歳）の転入・転出の状況をみると、転入者数、転出者数ともに減少傾向にありますが、転出が転入を上回っており、社会動態においてもマイナスの年が続いています。

■子どもの転入・転出の状況

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
転入	0歳～4歳	74	71	49	53	55	44
	5歳～9歳	17	16	16	15	13	12
	計	91	87	65	68	68	56
転出	0歳～4歳	71	86	51	57	75	61
	5歳～9歳	32	32	18	16	15	26
	計	103	118	69	73	90	87

出典：住民基本台帳移動報告

■子育て世代の転入・転出の状況

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
転入	25歳～29歳	244	175	199	174	193	192
	30歳～34歳	151	130	127	134	123	117
	35歳～39歳	51	76	66	57	61	64
	計	446	381	392	365	377	373
転出	25歳～29歳	514	495	279	220	234	199
	30歳～34歳	236	240	162	158	133	138
	35歳～39歳	113	81	72	55	92	83
	計	863	816	513	433	459	420

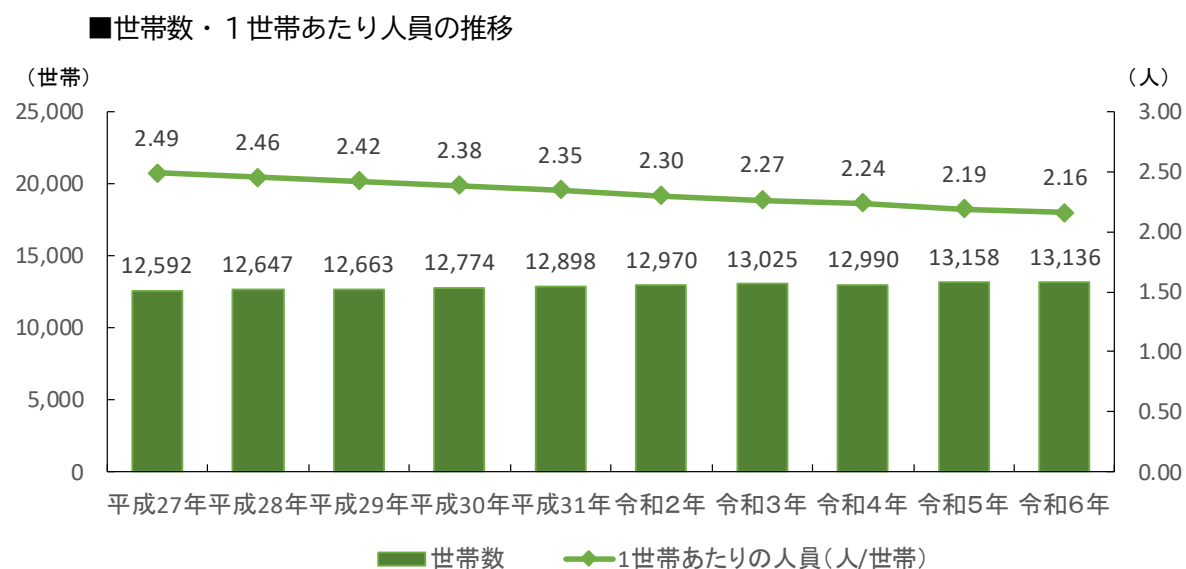
出典：住民基本台帳移動報告

3 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向となっており、平成27年の12,592世帯から令和5年には13,158世帯まで増加し、令和6年はやや減少して13,136世帯となっています。

1世帯あたり人員は、減少し続けており、核家族化、一人暮らし世帯の増加がうかがえます。



(2) 世帯構成の状況

本市の世帯構成の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて単独世帯及び核家族世帯が増加し、3世代世帯が減少しています。

山梨県や全国と比べると、単独世帯及び3世代世帯の割合が高く、核家族世帯の割合が低い特徴がみられます。

子どもがいる世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少傾向にありますが、いずれも核家族世帯、母子世帯の割合が増加しており、令和2年には、6歳未満の子どもがいる世帯の約8割が核家族世帯となっています。

■世帯構成別世帯数・割合の推移と比較

	都留市				山梨県	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	13,458	—	14,027	—	—	—
うち単独世帯	5,052	37.5%	6,079	43.3%	32.6%	38.0%
うち核家族世帯	6,283	46.7%	6,416	45.7%	56.7%	54.1%
うち3世代世帯	1,540	11.4%	960	6.8%	6.0%	4.2%

出典：国勢調査

■子どもがいる世帯数・割合の推移

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
6歳未満の子どもがいる世帯数	1,113	—	955	—	832	—
うち核家族世帯	771	69.3%	699	73.2%	662	79.6%
うち母子世帯	29	2.6%	32	3.4%	36	4.3%
うち父子世帯	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
18歳未満の子どもがいる世帯数	3,094	—	2,637	—	2,277	—
うち核家族世帯	1,982	64.1%	1,801	68.3%	1,691	74.3%
うち母子世帯	182	5.9%	178	6.8%	145	6.4%
うち父子世帯	15	0.5%	9	0.3%	13	0.6%

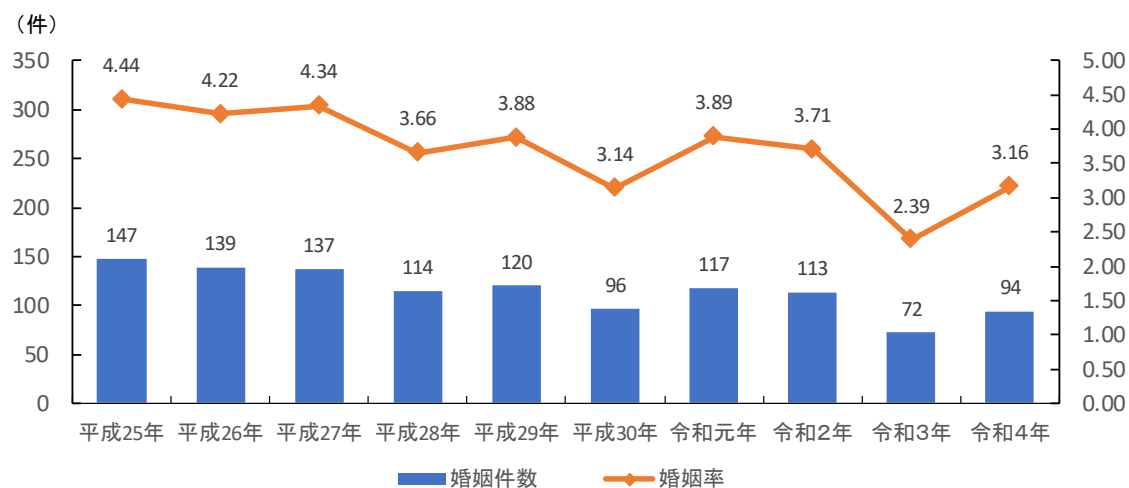
出典：国勢調査

4 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻、離婚の状況をみると、婚姻数は減少傾向にあり、人口千人あたり婚姻数（婚姻率）も低下してきています。

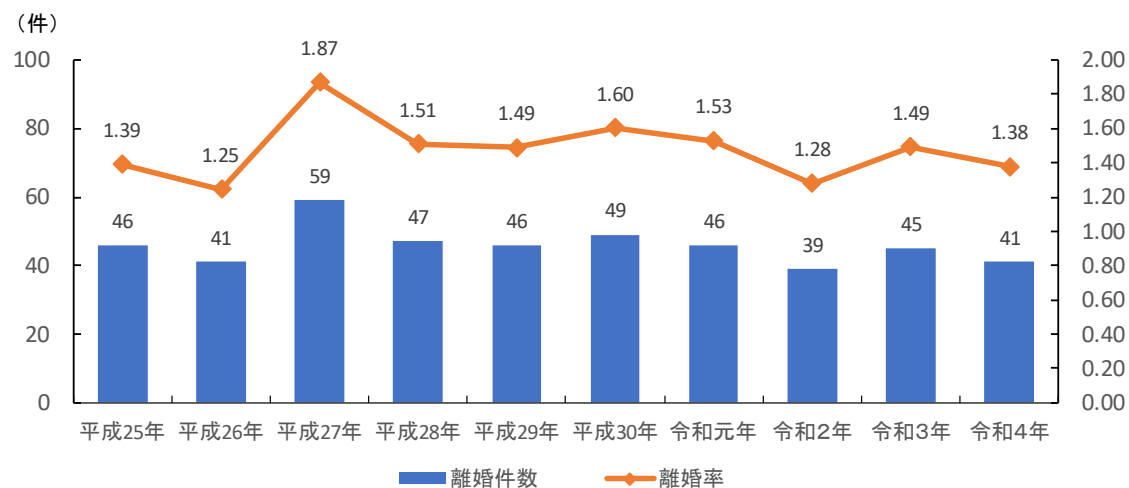
離婚数は年によって増減があるものの概ね横ばいで推移しており、人口千人あたり離婚数（離婚率）も概ね横ばいとなっています。

■婚姻数・率の推移



出典：人口動態統計

■離婚数・率の推移



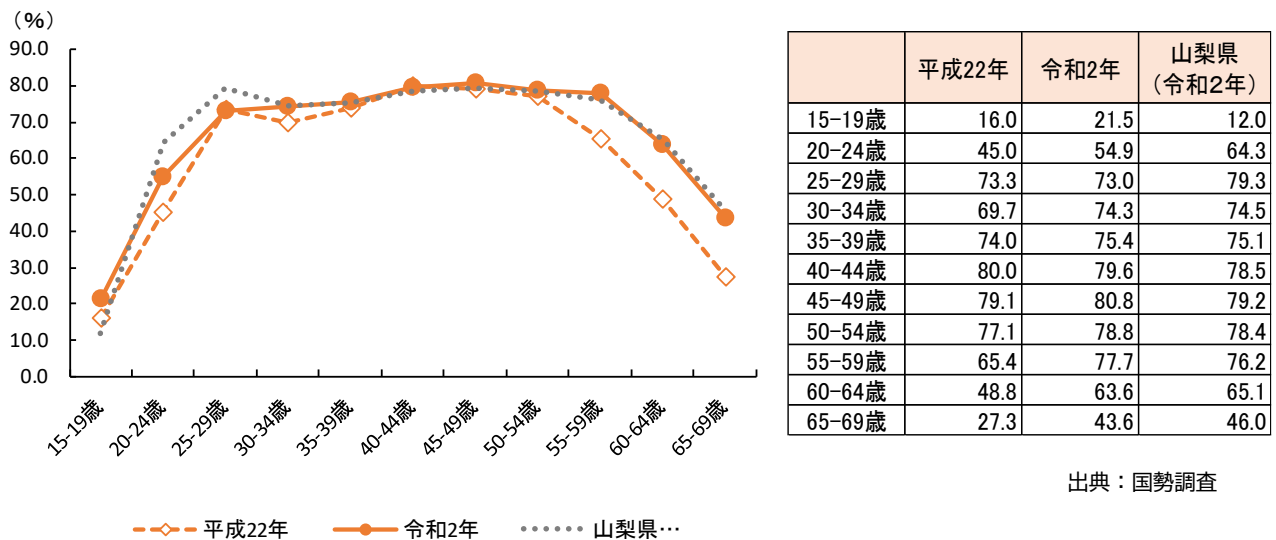
出典：人口動態統計

5 就労の状況

(1) 女性の労働力率

女性の年齢別労働力率の状況を見ると、平成22年から令和2年にかけて30～34歳の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブが解消されてきていますが、25～39歳の労働力率が40～59歳の労働力率を下回っています。山梨県と比べると、20歳代の労働力率が低い特徴がみられます。

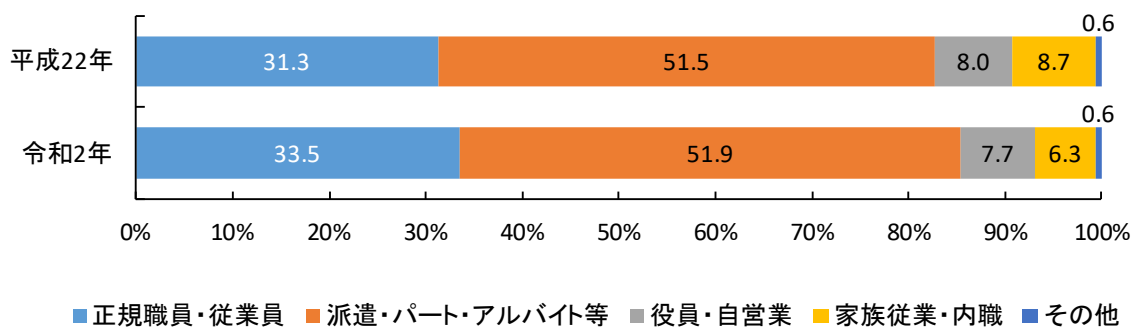
■年齢別_女性の労働力率の状況



(2) 女性の従業上の地位

女性の従業上の地位の状況を見ると、平成22年から令和2年にかけて、正規職員・従業員の割合が増加し、家族従業・内職の割合が減少しています。

■女性の従業上の地位の状況



6 地域資源の状況

(1) 保育所（園）・認定こども園

令和6年4月現在、市内には保育所（園）が5か所、認定こども園が7か所設置されています。

保育所（園）では、定員210人に対し入所者数が156人、充足率74.3%、認定こども園では、定員680人に対し入所者数が598人、充足率87.9%となっています。

■市内保育所（園）の状況

施設名	定員(人)	入所者数(人)	充足率(%)
宝保育所(公立)	50	27	54.0%
円通保育園(私立)	20	14	70.0%
三吉保育園(私立)	40	39	97.5%
さくら保育園(私立)	40	31	77.5%
東桂保育園(私立)	60	45	75.0%
計	210	156	74.3%

※円通保育園は、令和7年（2025年）3月31日で休園となります。

■市内認定こども園の状況

施設名	定員(人)	入所者数(人)	充足率(%)
青藍幼稚園(幼稚園型)	85	55	64.7%
ひまわり幼稚園(幼稚園型)	125	113	90.4%
開地保育園(幼保連携型)	85	80	94.1%
長生保育園(幼保連携型)	105	96	91.4%
東陽保育園(幼保連携型)	110	105	95.5%
境保育園(幼保連携型)	105	96	91.4%
川茂保育園(保育所型)	65	53	81.5%
計	680	598	87.9%

(2) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

令和6年4月現在、市内には10か所の放課後児童クラブが設置されています。

定員290人に対し登録者数は248人、充足率85.5%となっています。

また、放課後子ども教室が8か所で開始され、539人が利用しています。

■放課後児童クラブの状況

クラブ名	定員(人)	登録者数(人)	充足率(%)
さわやか教室	40	40	100.0%
宝じゃりんこの会	20	18	90.0%
桂っ子クラブ	35	34	97.1%
元気っ子クラブ	35	34	97.1%
あおぞら第一教室	30	28	93.3%
あおぞら第二教室	30	30	100.0%
わんぱく教室	25	22	88.0%
とまとクラブ	20	13	65.0%
みよっこクラブ	40	20	50.0%
旭にこにこクラブ	15	9	60.0%
合計	290	248	85.5%

■放課後子ども教室の状況

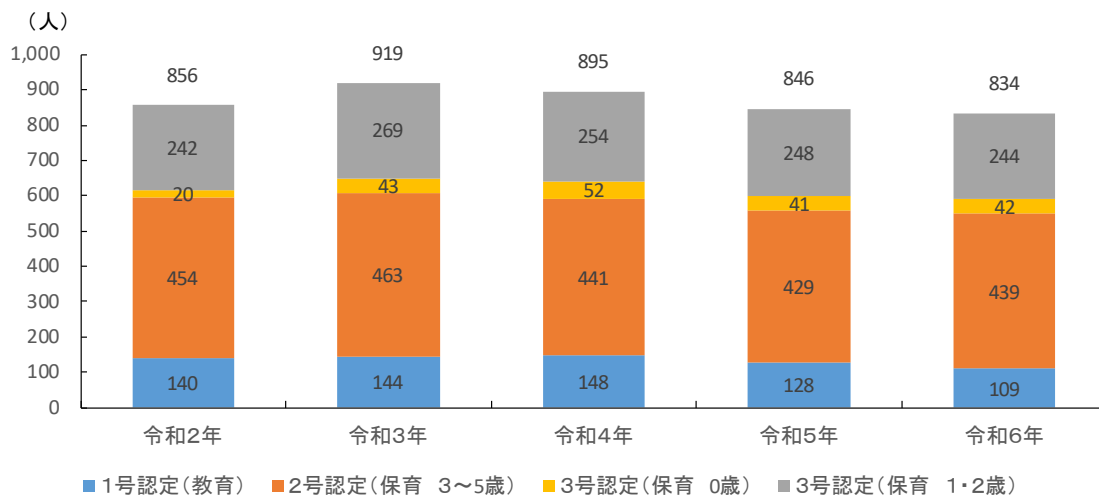
教室名	利用者数(人)
桂子ども教室	121
宝っ子クラブ七里	42
三吉子ども体験教室	59
禾二っ子クラブ	74
旭子ども教室	20
禾一わくわくクラブ	123
谷村キャスルクラブ	79
菅野川キッズクラブ	21
合計	539

7 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育事業

教育・保育事業の利用状況をみると、少子化に伴って利用者数も減少傾向にあります。

第2期計画における見込み量と比較すると、1号認定及び3号認定（0歳）で見込み量を下回り、2号認定及び3号認定（1・2歳）で見込み量を上回っています。



■ 1号認定(教育)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	150	142	139	138	139
利用者数	140	144	148	128	109

■ 2号認定(保育) 3～5歳

区分	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
見込み量	450	427	416	415	416
利用者数	454	463	441	429	439

■ 3号認定(保育) 0歳

区分	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
見込み量	50	49	47	46	45
利用者数	20	43	52	41	42

■ 3号認定(保育) 1・2歳

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	250	253	244	237	229
利用者数	242	269	254	248	244

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の第2期計画期間における見込み量及び実績は以下のとおりです。

■利用者支援事業

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(箇所)	1	1	2	2	2
実績(箇所)	1	1	1	1	1

■地域子育て支援拠点事業

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(人回)	1,864	1,867	1,797	1,746	1,693
実績	(箇所)	2	2	4	4
	(延べ人数/年)	3,041	2,601	2,911	10,734
				10,734	10,700

■妊婦健診事業

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(人回/年)	2,562	2,506	2,408	2,352	2,282
実績(延べ人数/年)	1,933	1,883	1,910	1,772	1,700

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(人/年)	183	179	172	168	163
実績(件/年)	163	149	164	135	135

■養育支援訪問事業

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(件/年)	320	350	400	420	430
実績(件/年)	401	112	127	85	105

■子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(人日/年)	35	35	35	35	35
実績(延べ人数/年)	0	5	0	13	13

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量(件/日)	10	10	10	10	10
実績	依頼会員(人)	299	332	383	378
	提供会員(人)	81	74	85	93
	両方会員(人)	29	28	33	32
	実施件数(件/日)	1	1	1	2
				2	2

■一時預かり事業（幼稚園による預かり保育）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量（人日/年）		120	120	120	120	120
実績	（箇所）	1	1	1	1	1
	（延べ人数/年）	167	340	232	130	50

■一時預かり事業（保育所等による一時預かり）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量（人日/年）		5,489	5,348	5,178	5,098	5,032
実績	一時預かり事業（箇所）	2	2	2	3	3
	一時預かり事業（延べ人数/年）	179	219	139	680	800
	子育て援助活動支援事業（延べ件数/年）	192	271	294	505	600

■延長保育事業

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量（人）		70	69	68	66	64
実績（箇所）		4	4	4	3	3
実績（利用人数/年）		106	94	76	64	80

■病児保育事業

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
見込み量（人日/年）		450	440	431	418	410
実績	病児保育事業（箇所）	1	1	1	1	1
	病児保育事業（延べ人数/年）	135	182	145	220	200
	子育て援助活動支援事業（人日/年）	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 見込み
		453	445	439	420	407
見込み量	1年生	117	116	114	108	106
	2年生	107	105	104	100	97
	3年生	83	81	80	77	74
	4年生	67	66	65	62	60
	5年生	56	55	54	52	50
	6年生	23	22	22	21	20
				307	335	374
実績	1年生			112	104	90
	2年生			95	97	106
	3年生			62	77	90
	4年生			29	33	55
	5年生			9	17	21
	6年生			0	7	12

※令和4年から「NPO法人 にじいろのスイミー」による運営開始
（それ以前は、保護者会等による運営で数字なし）

8 ニーズ調査結果からみる子育て家庭の状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

第3次都留市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て世帯の子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握し、施策・事業及び量の見込みの検討に活用するために実施しました。

② 調査概要

この調査の概要は以下のとおりです。

調査種別	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	市内在住の小学校入学前児童がいらっしゃるご家庭	市内在住の小学校児童がいらっしゃるご家庭
調査方法	郵送配付・回収	
調査期間	令和6年4月3日～4月19日	
配付数	654票	582票
回収数	275票	265票
回収率	42.0%	45.5%

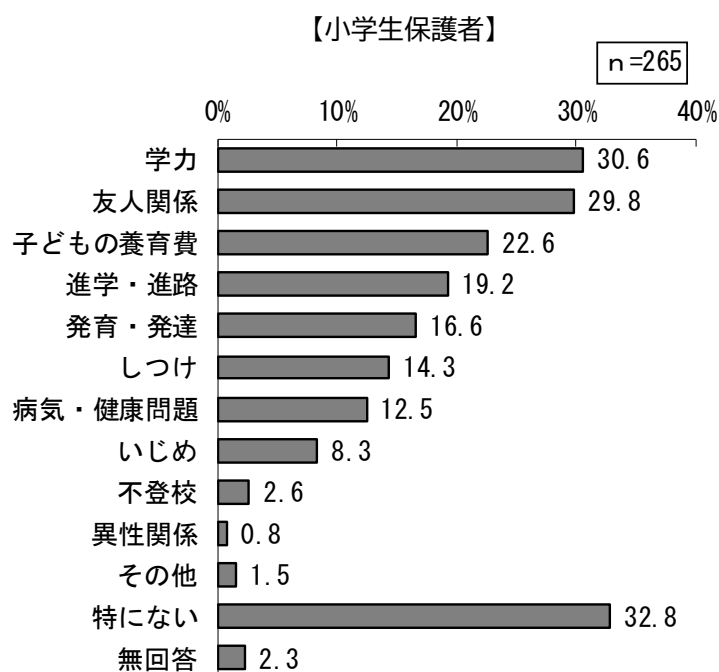
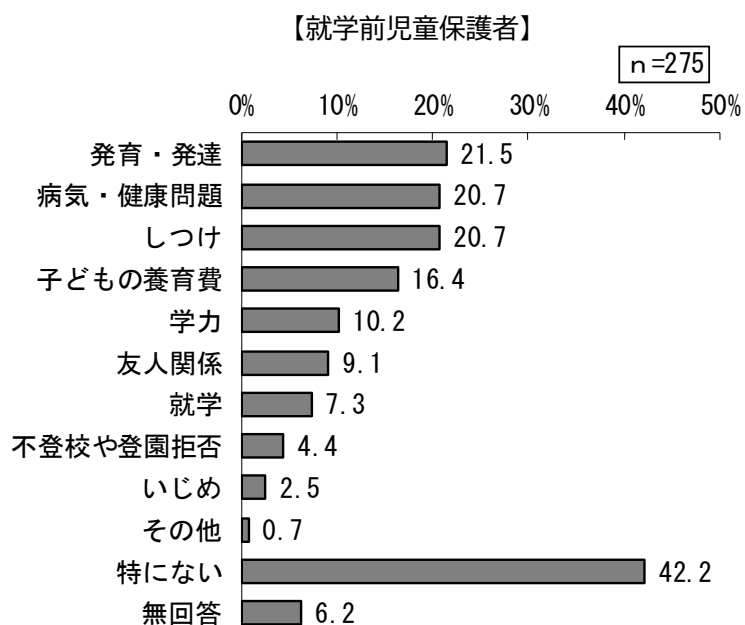
③ 調査結果を読む際の留意事項

この調査の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記するため、すべての比率の合計で100%前後の誤差が生じる場合があります。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることをあらわします。
- 母数が100未満の場合の百分率は、統計的誤差が大きい可能性が高いので数値の取扱いには注意が必要となります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

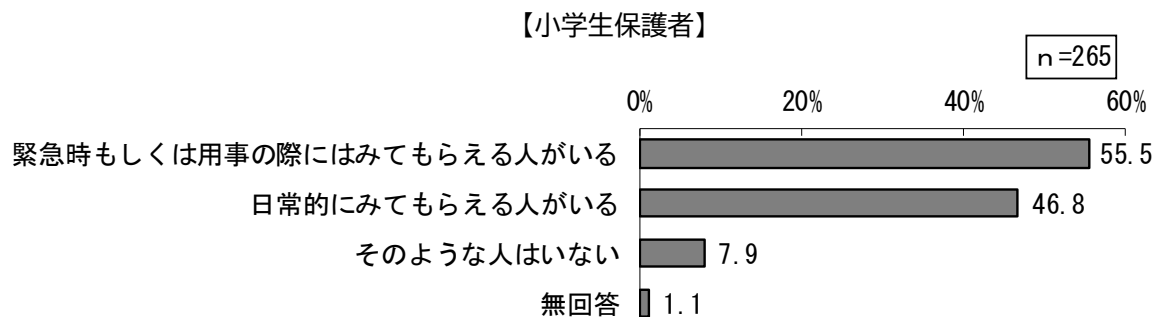
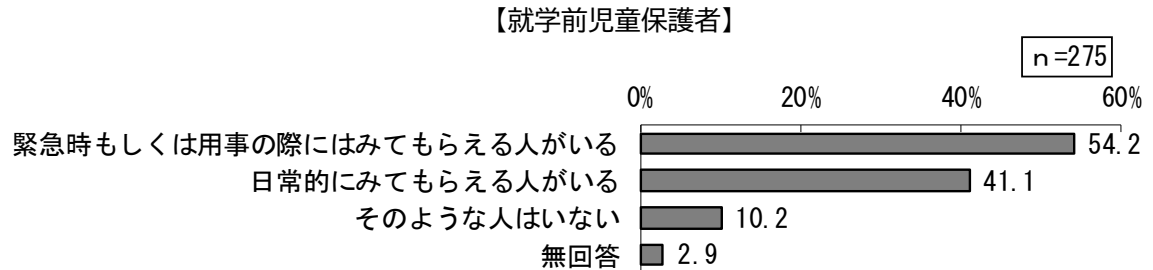
(2) 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みについてみると、就学前児童保護者では「発育・発達」(21.5%)、「病気・健康問題」(20.7%)、「しつけ」(20.7%)、小学生保護者では「学力」(30.6%)、「友人関係」(29.8%)、「子どもの養育費」(22.6%)が上位となっています。



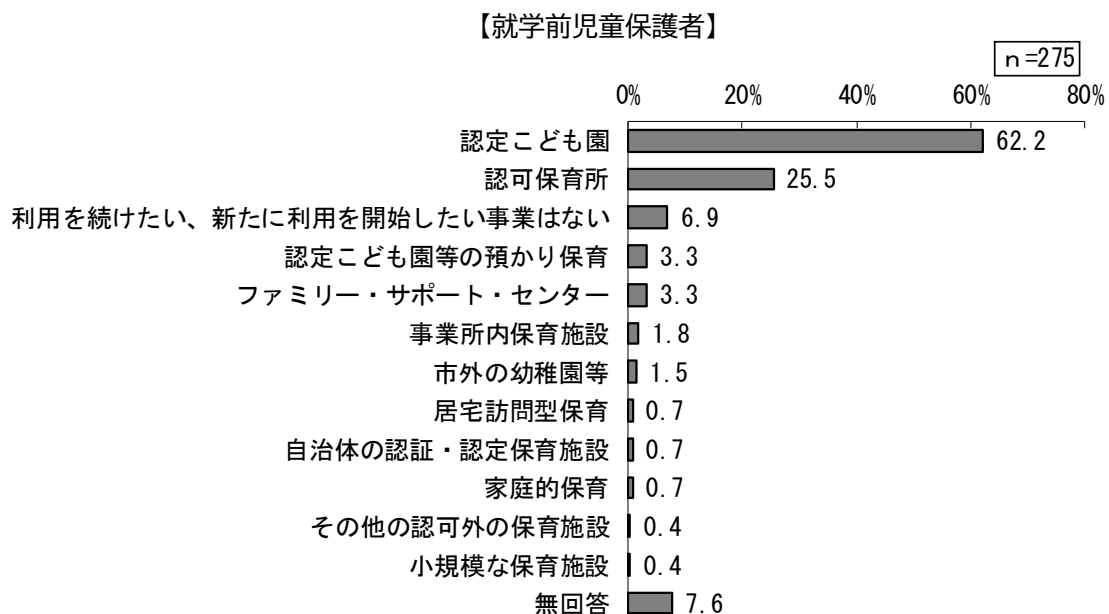
(3) 日頃、子どもをみてもらえる人の有無

日頃、子どもをみてもらえる人の有無について尋ねたところ、就学前児童保護者の 10.2%、小学生保護者の 7.9%が「そのような人はいない」と回答しています。



(4) 教育・保育事業等の利用意向（就学前児童保護者）

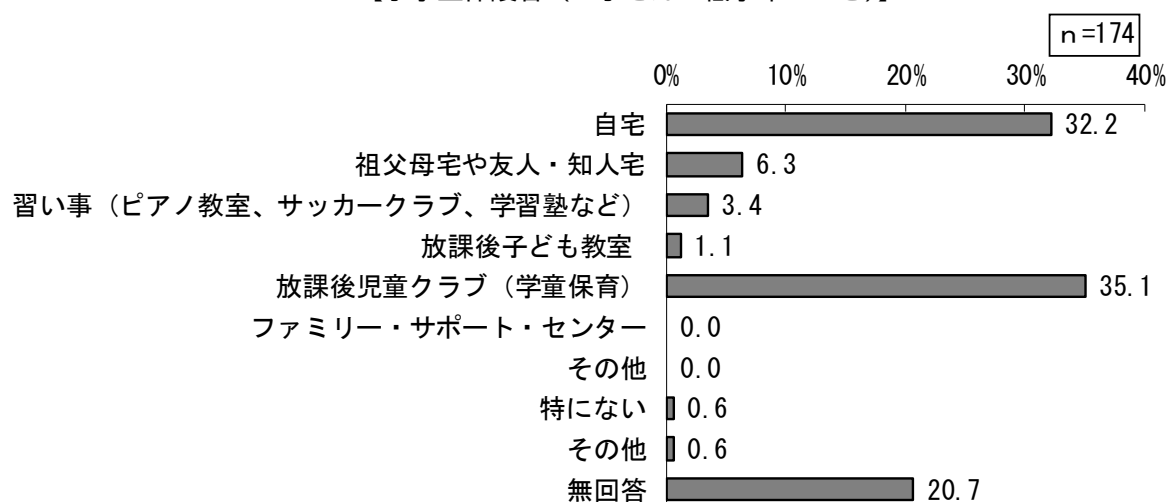
就学前児童保護者に対し、定期的に利用したい教育・保育事業を尋ねたところ、「認定こども園」が 62.2%、「認可保育所」が 25.5%と高くなっています。



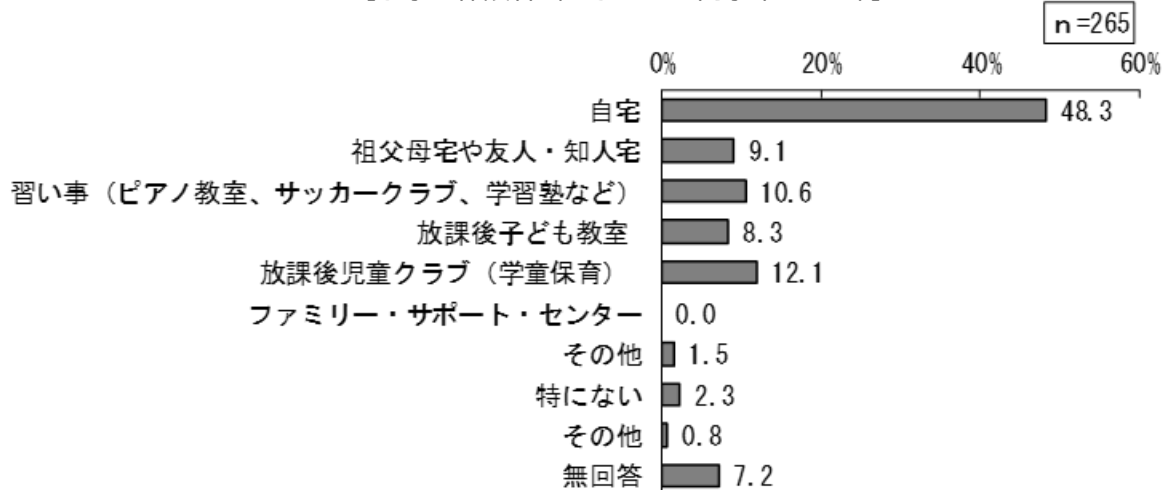
(5) 放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）

小学生保護者に対し、放課後に過ごさせたい場所について尋ねたところ、低学年のときは「放課後児童クラブ」(35.1%)、「自宅」(32.2%)が高く、高学年のときは「自宅」(48.3%)、「放課後児童クラブ」(12.1%)、「習い事」(10.6%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(9.1%)、「放課後子ども教室」(8.3%)の順に高くなっています。

【小学生保護者（お子さんが低学年のとき）】



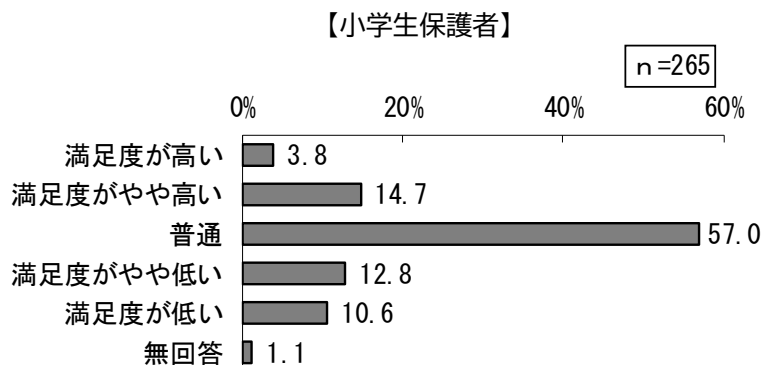
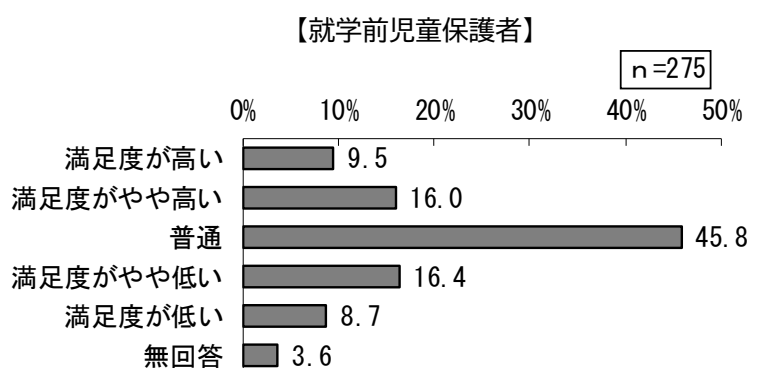
【小学生保護者（お子さんが高学年のとき）】



(6) 子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度について尋ねたところ、就学前児童保護者では「満足度が（やや）高い」が25.5%、「普通」が45.8%、「満足度が（やや）低い」が25.1%となっています。前回調査と比べると、「普通」が5.5ポイント減少、「満足度が（やや）低い」が4.7ポイント増加しています。

小学生保護者では「満足度が（やや）高い」が18.5%、「普通」が57.0%、「満足度が（やや）低い」が23.4%となっています。前回調査と比べると、「普通」が3.1ポイント増加、「満足度が（やや）低い」が1.5ポイント減少しています。

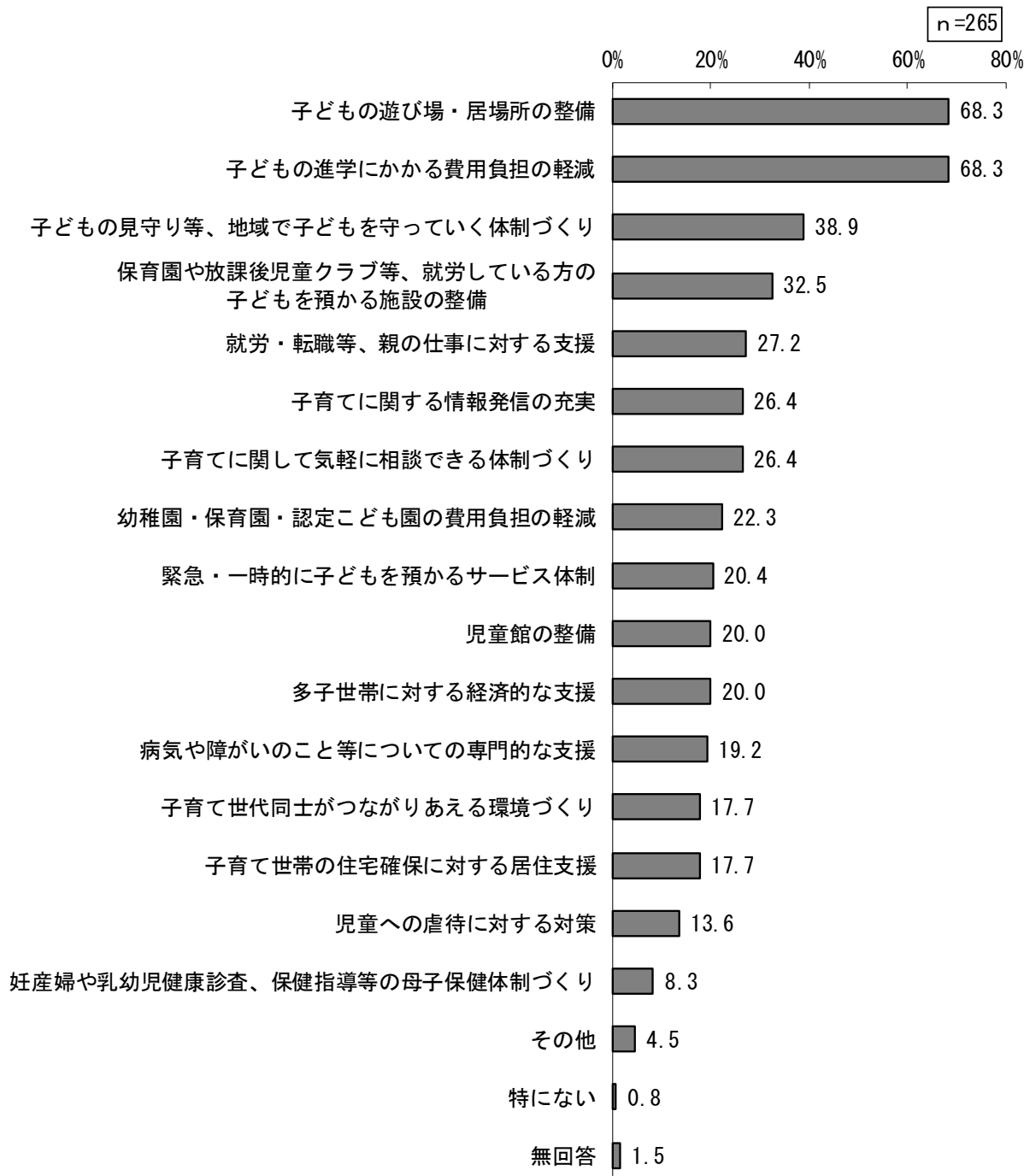


(7) 子育てや子育て世帯に必要なまたは重要な支援

子育てや子育て世帯に必要なまたは重要な支援について尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもの遊び場・居場所の整備」、「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」が上位2項目となっています。次いで、就学前児童保護者では「幼稚園・保育園・認定こども園の費用負担の軽減」、小学生保護者では「子どもの見守り等、地域で子どもを守っていく体制づくり」が続いています。



【小学生保護者】



9 子ども・子育て支援にかかる主な課題

(1) 子どもの健やかな育ちを支える体制の強化

- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」は、すべてのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- ・医療的ケア児及びその家族を支援するための法律が成立し、児童福祉法の改正によって児童虐待防止対策が強化される等、すべての子どもの適切な養育・生活が保障され、心身ともに健やかに成長していくための支援体制の整備が求められています。
- ・ニーズ調査の結果をみると、就学前児童保護者の子どもに関する悩みとして、「発育・発達」、「病気・健康問題」が上位2項目となっています。



- ・ こどもの権利の尊重と人権擁護
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる包括的な相談支援体制の強化 等

(2) 子どもの安全・安心な居場所の充実

- ・子どもが被害にあう交通事故や犯罪が社会問題となっており、安心して子育てをするためにも、事故や事件に巻き込まれないように対策を進める必要があります。
- ・ニーズ調査の結果をみると、子育てや子育て世帯に必要なまたは重要な支援において、「子どもの遊び場・居場所の整備」が最も高くなっています。
- ・また、子どもが低学年の時期に放課後に過ごさせたい場所では、「放課後児童クラブ」の割合が最も高くなっています。



- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所の充実
- ・ 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の強化 等

(3) 地域ぐるみによる子育て支援の推進

- ・子育て世帯における核家族化の進展や地域を取り巻く環境の変化により、悩みや不安を抱えながらも、子育てに関する支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ・ニーズ調査の結果をみると、日頃、子どもをみてもらえる人がいない割合が1割程度みられます。



- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ・地域における第三の居場所づくり、多様な交流機会の創出
- ・地域での見守り体制の強化 等

(4) ニーズに応じた教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の充実

- ・女性の労働力率の上昇や正規職員・従業員の割合が増加する等、女性の社会進出が進んでおり、仕事と子育ての両立のため、保育ニーズの高まりがうかがえます。
- ・ニーズ調査の結果をみると、子育て環境や支援への満足度では、「満足度が（やや）低い」割合が4人に1人程度となっています。
- ・少子化による子どもの数の減少と保育ニーズの高まりを勘案し、ニーズに対応した教育・保育事業の充実を図っていく必要があります。



- ・就労意欲の高まりに対応できる保育の確保
- ・多様な保育サービス、きめ細かな子育て支援事業の充実 等

(5) 子育てにかかる経済的負担感の軽減

- ・物価上昇が続き、家計の負担が増加する中、子育てや医療等における負担の軽減は重要となっています。
- ・ニーズ調査の結果をみると、子育てや子育て世帯に必要なまたは重要な支援として、「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」が2番目に高くなっています。



- ・幼児教育・保育や医療等にかかる費用負担の軽減

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の人口は、減少傾向が続き、令和6年4月には28,346人まで減少しており、出生数も減少傾向で、社会動態においても、子ども・子育て世帯は転出超過が続いています。

一方、65歳以上の高齢者が人口に占める割合は、一貫して増加しており、本市においても少子高齢化が進行しています。

少子高齢化の進行は、地域経済の停滞を招くだけでなく、地域の美化・保全や防犯・防災上の安全の確保、地域の施設の維持・管理の分担、生活活力の向上等を担う、地域住民のコミュニティ活動にも大きな影響を与え、地域社会そのものの維持に支障をきたす恐れがあり、対応が早急に求められています。

そこで、「都留市で育った子どもたちが、都留市で子どもを産み育てていきたいと考えられるまちづくりを推進するとともに、市外から都留市を子育ての場とし、生涯を過ごすまちとして選ばれるようなまちづくり」を進めていきます。

また、若者が結婚や子育てに希望や喜びを感じ、地域全体で子育てを支えていく体制を構築するとともに、未来を担う全ての子どもがこのまちで健やかに成長できるまちの実現を目指し、「ひと集い 地域の中で、子どもが健やかにのびのび育つまちづくり」を基本理念として、子ども・子育て施策を推進します。

なお、令和5年8月には、こども家庭庁の、こどもにとっての最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の「まんなか」に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組（こどもまんなか宣言）の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を実施しており、第6次都留市長期総合計画においても、持続可能なまちづくりに対して大きな役割を担うリーディング・プロジェクトとして「子育ての喜びが実感できるまちづくり」、分野別計画Ⅱ、福祉・子育て・健康分野「育みます！優しさと元気のまち」の政策1で「地域の中で子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げているため、長期総合計画と連携した、まちづくりを推進していきます。

ひと集い
地域の中で、子どもが健やかに
のびのび育つまちづくり

2 基本的な視点

(1) 子どもの最善の利益の実現を目指す

すべての子どもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、「子どもの権利」及び「子どもの最善の利益」が尊重され、子どもの視点に立った施策・事業を推進します。

(2) すべての子どもの健やかな育ちを支援する

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができるような支援を行います。

(3) 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整えます。

(4) 親としての成長を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

(5) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支え合う

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指します。

3 基本目標及び主な施策

基本理念	基本目標	施策
ひと集い 地域の中で、子どもが健やかにのびのび育つまちづくり	1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	1 安全・安心な妊娠・出産に向けた支援
		2 母子の健康づくりの推進
		3 幼児期の教育・保育の充実
		4 包括的な相談支援体制の構築・強化
		5 子育て情報の充実
		6 子育てにかかる経済的支援の充実
	2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 知の資源と連携した教育の推進
		2 生きる力を育む学校教育の推進
		3 家庭・地域・学校の連携による教育の推進
		4 食育の推進
		5 思春期保健対策の充実
	3 地域における子ども・子育て支援の推進	1 多様な体験・交流活動の充実
		2 地域における子どもの居場所づくり
		3 地域による子育て支援の充実
		4 子育てネットワークづくりの推進
	4 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実	1 障がい児施策の充実
		2 ひとり親家庭等の自立支援の充実
		3 子どもの貧困の解消に向けた取組の推進
	5 子どもの権利擁護	1 児童虐待防止対策の強化
		2 いじめ・不登校対策の強化
		3 子どもの意見表明権の確保
	6 子ども・子育て環境の整備	1 仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりの促進
		2 男女共同参画社会の推進
		3 学びの場・遊び場の整備
		4 安全・安心な子育て環境の整備

第4章 施策の展開

基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

(1) 安全・安心な妊娠・出産に向けた支援

母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理を支援するとともに、支援が必要な家庭等を早期に把握し、適切に関係機関や各種制度等へつなぎます。

また、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。

① 母子健康手帳の交付と妊婦相談

【事業概要】

- 母子健康手帳交付の際に、保健師等が妊娠中のこと、母親自身や家族のこと、育児のこと等にかかる個別相談を行うとともに、子育てに関するサービスについての情報を提供し、妊娠早期から子育て支援を実施します。
- 全妊産婦に対し、電話で状況確認等を行うマタニティコールを通じて、妊婦の不安や心配事に寄り添った支援を行います。
- 子育て支援アプリ等による、効率的な情報提供を行います。

【第3次計画の方向性】

- 伴走型相談支援を中心としたすべての妊婦に寄り添った相談支援を継続します。
- マタニティコールや妊娠8か月時の子育て支援アプリを活用した情報収集を行う中で、電話相談、所内相談、訪問支援、オンライン相談へとつなぎ、すべての妊婦が安心して出産できるよう支援を継続します。

② マタニティクラス・パパママ教室

【事業概要】

- 保健師、管理栄養士等の専門職が講師となり、妊婦を対象とした、妊娠、出産、育児の知識や技術習得及び交流、情報交換等の仲間づくりにつながる教室を実施します。
- 妊婦の夫（パートナー）が、主体的に子育てに取り組めるよう、父親の役割を理解するための教室を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 教室のイメージをつけやすくする等、父親も参加しやすくなるような工夫を行うとともに、参加者の増加に向けた取組に力を入れていきます。

③ 妊産婦健康診査

【事業概要】

- 母体や胎児の健康状態を確認し、健やかな出産を迎えられるよう妊婦一般健康診査の費用を助成します。
- 妊婦一般健康診査に加え、追加検査費の助成を行います。
- 産後の母親の健康状態を確認するため、産婦健康診査の費用を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 健康診査は自費診療で費用負担が大きくなるため、費用の助成を継続することによって経済的負担の軽減を図り、受診結果に応じて必要な支援につなげます。

④ マタニティタクシー事業

【事業概要】

- 安全・安心な出産を支援するため、出産時のタクシー代を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 医療機関に行くまでの交通手段に問題を抱えている人は多いため、助成を継続することで、安心して出産できる環境整備を推進します。

⑤ 不妊に悩む方への一般不妊・特定不妊治療支援事業

【事業概要】

- 県と連携し、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報や悩み等の相談に応じ、不安等の解消を図るとともに、不妊治療への取組を推進します。
- 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の費用負担軽減のため、市独自の助成を行います。
- タイミング療法等の一般不妊治療についても費用の助成を行います。

【第3次計画の方向性】

- 特定不妊治療は保険診療ですが、自己負担額は高額であり、不妊に悩む夫婦が安心して治療を行う環境を整備するためにも支援事業を継続します。

(2) 母子の健康づくりの推進

母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもの健康状態の把握に努めるとともに、子育てに関する不安や悩みを身近な場所で気軽に相談できる体制の充実を図り、必要な支援につなげます。

① 乳児健康診査・乳児相談・幼児健康診査

【事業概要】

- 医療機関で実施する健康診査及び保健福祉センターにおいて、4か月児健康診査、7か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康相談、3歳6か月児健康診査を実施します。
- 5歳児健康診査（令和2年度より開始）等、乳幼児健康診査の充実により、子どもの発育・発達への理解を促進します。
- 聴覚障がいの早期発見のため、新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 定期的な受診機会を維持し、発育発達の確認を行います。
- 乳幼児健康診査においては、ポピュレーションアプローチの場として予防的な支援を中心とし、継続支援が必要となった場合は、適宜、適切な支援へと切れ目なくつなぎ、見守りを行います。
- 乳幼児健康診査未受診者の状況を把握し、医療機関と連携しながら必要時には支援を行います。

② 妊婦・乳幼児栄養指導

【事業概要】

- 母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であるため、マタニティクラス、乳幼児健康診査、各種相談・教室等で個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を実施します。
- 「授乳・離乳の支援ガイド」に沿った指導を行い、育児に自信を持てるよう食育と組み合わせ支援します。

【第3次計画の方向性】

- 栄養士による栄養相談を必要時に行える機会を設けており、今後も電話、所内相談、訪問及びオンラインにて実施します。

③ 離乳食教室・赤ちゃん広場

【事業概要】

- 赤ちゃんの発達に合わせた離乳食の進め方について、講話や実践を通してわかりやすく紹介し、育児に対する悩みや不安を解消します。

【第3次計画の方向性】

- 多くの子育て世代に情報が届くよう、SNS等を活用した情報提供を実施します。
- 教室や広場は提供型ではなく、参加者の声を拾い参加者と一緒に作り上げていくことで、参加者同士の交流や育児力の向上を推進します。

④ 乳幼児育成指導事業

【事業概要】

- 心身の発達に課題がある乳幼児やその保護者に対し、個別発達相談（すこやか相談）や集団発達訓練（すくすく教室・のびのび教室）を実施します。
- 地域、園、学校をつなぐ切れ目ないフォロー体制を構築するため、各関係機関同伴の園巡回子育て相談等を実施します。
- 発達障がいに関する相談会を定期的実施し、早期発見、早期療育の体制を整備します。
- 子どもの発達や成長に悩みを持つ保護者に対し、必要に応じて都留市障がい者基幹相談支援センターの専門職員につなぎます。

【第3次計画の方向性】

- 発達特性による課題や養育環境による課題がある乳幼児は増加傾向にあり、周囲の環境から受ける刺激による二次障害を防ぐため、関係機関と連携し、保護者や周囲の大人の理解を深めるための取組を推進します。
- 課題がある乳幼児や保護者への直接的な支援として相談や教室を実施し、関係機関との連携や支援として、園巡回子育て相談を継続実施します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
- 里帰り先での長期滞在で訪問不可能な場合には、電話相談や里帰り先の自治体と連携した支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 子育て世代に寄り添った相談や専門的な支援ができるよう人材を育成します。
- 乳児の体重増加が著しい時期であり、生活リズムも獲得できておらず産後うつが多くみられてくる時期であるため、早めにお誕生コールを実施し、乳児家庭全戸訪問へとつなげます。
- 里帰り出産についても早めにお誕生コールを実施し、里帰り先の自治体と連携しながら支援へとつなげます。

⑥ 養育支援訪問事業

【事業概要】

- 妊娠中に把握したハイリスク妊婦や、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭、乳幼児健康診査等においてフォローが必要な乳幼児に対し、継続的に保健師等が訪問や相談を実施し、家庭相談員、母子・父子自立支援員等と連携し、子育て支援を充実します。
- 妊婦相談や乳児家庭全戸訪問事業と密接に連携し、切れ目なく支援につなげられるようにします。

【第3次計画の方向性】

- 育児不安を抱えることが多い時期であり、愛着形成においても大切な時期であることから、保健師や栄養士、家庭相談員、母子・父子自立支援員等が連携し切れ目のない支援を継続して行います。

⑦ 子育て応援ヘルパー（子育て世帯訪問支援事業）

【事業概要】

- 子育てしやすい環境の構築を図るため、ヤングケアラーを含め、養育に問題を抱え、家族等の援助が受けられない子育て家庭等に対し、「子育て応援ヘルパー」を派遣し、育児や家事を援助します。

【第3次計画の方向性】

- 出産後間もない時期だけでなく公的支援につながっていない児童や不適切な養育状態にある家庭等、特に支援が必要と認められる家庭へと拡充します。

⑧ 養育医療給付事業

【事業概要】

- 未熟児に対し、指定養育医療機関における必要な医療の給付を行うことを目的として、制度の周知に努め事業を実施します。
- 医療機関との連携した支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 対象者に情報が届くよう、様々な媒体や機会を捉えて制度を周知します。
- 来庁の負担を軽減し、申請しやすい環境の整備に努めます。
- 医療の給付とあわせて、引き続き、保護者のメンタルフォローも実施します。

⑨ 産後ケアセンター利用費用助成事業

【事業概要】

- 産後間もなく育児への不安や負担感を有する母親とその乳児が、宿泊しながら育児に関する相談や指導、交流機会の提供等を受けることができる産後ケアセンターを利用する際の自己負担金を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 利用者の不安や育児負担の軽減にもつながっていることから、引き続き、利用費用の助成を実施します。

⑩ 歯科保健活動事業

【事業概要】

- 妊娠期から学齢期において、継続した歯科保健対策の充実を図ります。
- 妊娠期から学齢期までの虫歯の実態を把握し、歯科医師やその他関係機関と連携し、虫歯予防対策を強化します。

【第3次計画の方向性】

- 虫歯は予防が可能であることから、妊娠中から積極的に情報提供を行います。
- マタニティクラスで配布しているパンフレットを母子手帳発行時にも配布する等、出産前からの意識付けを行います。

⑪ 予防接種事業

【事業概要】

- 感染予防に重点をおき、乳児相談や健康診査等の場等の機会を捉えて保護者の理解を深め、予防接種を勧奨します。
- 定期の予防接種について、保護者の理解を促進します。
- インフルエンザの感染予防・重症化予防のため、インフルエンザワクチンの接種費用の助成を行います。

【第3次計画の方向性】

- 乳幼児健診等の様々な機会において、予防接種に関する周知・啓発を行います。
- 個別の接種勧奨を行い、接種率を向上させることで、感染予防に努めます。

⑫ 小児救急医療事業

【事業概要】

- 近隣市町の病院を含む関係機関と連携をとりながら、小児救急医療体制の充実を促進します。
- 小児救急電話相談窓口の周知やかかりつけ医を受診するよう勧め、適正受診の取組を継続的に実施します。

【第3次計画の方向性】

- 富士・東部小児初期救急医療センターや子ども医療電話相談の周知・啓発を図ることで、小児救急の適正利用・受診につなげます。

(3) 幼児期の教育・保育の充実

民間事業者と連携しながら、保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設の充実を図るとともに、子育て世代がワーク・ライフ・バランスを実現しながら充実した生活を送ることができるよう、多様なニーズに応じた子育て支援施策を展開します。

① 乳児保育

【事業概要】

- 0歳児からの保育を提供し、受入児童数については保育需要に応じて弾力的に対応します。
- 育児休業からの職場復帰時にかかる支援体制を強化し、スムーズな復職が可能となる仕組みづくりを行います。

【第3次計画の方向性】

- 保育の需要に応じた受け入れを行い、共働き世帯の支援強化に努めます。

② 延長保育

【事業概要】

- 11時間の開所時間の後の時間において、さらに概ね30分の延長保育を行います。対象児童の受け入れについては、適切なニーズ把握を行い弾力的に対応します。

【第3次計画の方向性】

- 保護者のニーズに合わせ、弾力的に対応します。

③ 一時預かり保育

【事業概要】

- 保護者の傷病や育児疲れの解消、その他の事由により、緊急・一時的に保育を必要とする未就園児に対する保育を行います。

【第3次計画の方向性】

- 令和8年度に本格実施される「こども誰でも通園制度」に向け、各園にヒアリングを実施し準備を進めます。
- 子育て支援における社会資源のひとつとして一時預かりを継続し、未就園児誰もが利用できる機会として、更なる周知を図ります。

④ 休日保育事業

【事業概要】

- 休日保育として、保護者が就労等の都合により家庭での保育ができない場合に、傷病以外の生後4か月～小学6年生までの児童を日曜日・祝日に預かります。

【第3次計画の方向性】

- 利用に至らない要因等を把握して検証することで、利用の条件や料金の設定等を含めた根本的な改善を検討します。
- ホームページや広報誌だけでなく、SNSを積極的に活用する等、様々な媒体により、多様な主体に届けることができるような周知手法を検討します。

⑤ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

- 生後4か月～小学6年生までの児童が病気や病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、安静を要するために通園・通学できない状況において、児童を医療機関付属の専用施設で一時的に預かります。

【第3次計画の方向性】

- 利便性の向上につながる、預かり時間の延長を検討します。
- 利用料減免の対象者拡大について検討します。
- 看護師及び保育士の確保が課題となっているため、人材確保に係る支援を検討します。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

- 保護者の傷病等、やむを得ない理由で子どもを監護できない場合に提供する、宿泊を伴った一時預かりを行う事業を実施します。

【第3次計画の方向性】

- やむを得ない理由が発生したときに、保護者が安心してショートステイ等を利用できるよう、身近での利用可能施設の拡充を検討します。
- いざというときにどうしたらよいかという不安に対し、日頃の安心につながる事業として周知活動を行っていきます。

⑦ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

【事業概要】

- 保育所等において、保育所等に入所していない満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行います。

【第3次計画の方向性】

- 市内の保育所等に対し、聞き取り等によって必要な支援内容を把握し、国や試行的事業実施自治体の動向を注視していく中で、実施に向けた検討を行います。

⑧ 特別な配慮を要する子どもの保育の充実

【事業概要】

- 特別な配慮を要する子どもや海外から帰国した子ども、外国人の子どもに対する支援体制を検討します。
- 特別な配慮を要する子どもを受け入れる保育園・認定こども園に対し交付する補助金制度の拡充を検討します。

【第3次計画の方向性】

- 特別な配慮が必要な子どもを受け入れられるよう、職員の配置及び施設の整備等に係る支援に努めます。
- 宝保育所においては、他の施設での受け入れが困難な園児に対し、合理的配慮を行いながら必要な保育を提供し、公立保育所としての役割を担います。

⑨ 保育サービス評価の仕組みの導入

【事業概要】

- 保育サービスの質を向上させるため、保育サービスに対する評価等を行う仕組み（第三者評価制度）の導入・実施について検討します。

【第3次計画の方向性】

- 保育サービスの質の向上を図るため、引き続き保護者アンケート及び自己評価を実施していく中で、第三者評価の導入・実施について検討します。

⑩ 保育園（所）・認定こども園の整備事業

【事業概要】

- 耐震性ととも安全性が高く、良好な保育園（所）運営を行えるようにするため、老朽化した保育園（所）、認定こども園の改築及び園庭の整備を計画的に進めます。
- 保育園（所）・認定こども園の施設運営については、本市の特長である民間活力を最大限活用した運営方式を推進していく中、地域の実情や利用ニーズに応じ、教育・保育の質を向上させるとともに、適正な規模の施設の整備について協議・検討します。

【第3次計画の方向性】

- 子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、計画的な改修等に資する支援を行います。
- 保育の質の向上を図るため、保護者の利用ニーズに対応しながら、ICTシステム等の効果的な運用を支援することで、保育施設の安全な管理運営を実施します。

⑪ 保育施設危機管理の整備

【事業概要】

- 災害への対応、部外者の侵入を防止する等、安全に配慮し、危機管理に対応した防災・防犯整備及び体制の整備を促進します。
- 危機管理に関する各種マニュアルについて教育・保育施設に周知・情報提供を行うとともに、危機管理担当等の関係機関との連携を強化します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き保育施設における危機管理体制を整備し、対応訓練を実施しながら園児の安全確保に努めます。

⑫ 教育・保育人材の確保

【事業概要】

- 教育・保育に携わる人材を対象とした奨学金制度等の導入を検討し、教育・保育人材を確保します。

【第3次計画の方向性】

- 奨学金制度の周知・啓発に努め、教育・保育人材の確保につなげます。

⑬ 教育・保育人材の資質の向上

【事業概要】

- 保育士・放課後児童支援員等の研修を充実させるとともに、研修参加を促進するために研修参加費用を助成することで、教育・保育人材の資質の向上を促進します。

【第3次計画の方向性】

- 放課後児童支援員のスキルアップ及び保育を行う上で必要となる各種ノウハウの取得に資する研修機会を設定します。
- 放課後児童支援員の研修参加費は、補助金や委託料の対象経費とすることに加えて、研修機会の設定に対する要望等があった際には、講師の手配等を含めた支援を実施します。
- 国・県からの研修について周知し、保育の質の向上を図るためにも、加算の給付を行います。

(4) 包括的な相談支援体制の構築・強化

妊娠・出産や子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談でき、必要に応じて専門的な機関につなげることができる切れ目のない包括的な相談支援体制を構築・強化します。

① こども家庭センター

【事業概要】

- 母子保健機能と児童福祉機能を統合した一体的な相談体制を整備するために設置したこども家庭センターにおいて、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、令和6年度に設置した機関であり、子育て世帯に対する切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。
- 幼児やその保護者が安心して就学を迎え、スムーズに義務教育をスタートできるよう、保健師と小学校及び教育支援センターが連携して対応できる体制を整備します。

② 利用者支援事業

【事業概要】

- 子育て世代の子育てに関する相談に対応し、様々なサービス利用について周知・情報提供・助言・支援を行う利用者支援事業を実施し、子育て世代に寄り添った支援を行います。

【第3次計画の方向性】

- 必要とする支援の調査を継続するとともに、需要に対する供給方法を検討して支援の充実を図ります。
- 4つの地域子育て支援センターの周知だけではなく、同行支援等を実施することで、利用のきっかけ作りにつなげます。

③ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

【事業概要】

- 「育児不安等についての相談指導」・「子育てサークル等の育成・支援」・「子育て親子の交流の場の提供・交流促進」・「地域の保育資源の情報提供等」・「家庭で保育を行う者への支援等」を中心に行い、利用者の増加に向けて地域住民へ周知します。
- 地域子育て支援センターをより利用しやすい環境に整備するとともに、機能強化や新たなサービスの創出を検討します。

【第3次計画の方向性】

- 4つの地域子育て支援センターがそれぞれの特性を生かして、子育て世代の交流の場や、子育てに関する不安・悩みを相談できる場として充実させます。
- 4つの地域子育て支援センターが、共通課題を認識した上で、課題解決に向けた取組を市と共同して実施していけるよう、定期的な情報共有・協議を行います。

(5) 子育て情報の充実

子育てに関する様々な情報を、誰もが入手しやすく、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、様々な機会・媒体を通じて効果的な情報発信に取り組みます。

① こども家庭センター（再掲）

【事業概要】

- 母子保健機能と児童福祉機能を統合した一体的な相談体制を整備するために設置したこども家庭センターにおいて、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、令和6年度に設置した機関であり、子育て世帯に対する切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。
- 幼児やその保護者が安心して就学を迎え、スムーズに義務教育をスタートできるよう、保健師と小学校及び教育支援センターが連携して対応できる体制を整備します。

② 子育て情報の提供

【事業概要】

- 「つるし子育て応援サイト」や母子健康手帳アプリ「子育てつ〜る」、「子育て応援ガイドブック」等により子育てに関する様々な情報を発信します。
- 相談事業等を通じて子育て世代が必要としている情報を把握し、提供する情報や提供方法について随時見直します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き、様々な方法を活用した情報提供を行います。
- プッシュ型の通知等が可能な環境構築を検討します。
- 市ホームページ等については、情報を整理及び精査することで、必要な情報にたどり着きやすくなるよう見直しを行います。

(6) 子育てにかかる経済的支援の充実

子どもの健やかな成長に必要な支援や教育等を受けることができるよう、子育てや教育にかかる費用への助成等により、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

① 児童手当

【事業概要】

- 高校生年代までの児童を養育する保護者に対し、児童手当を支給します。
- 国の制度改正に合わせた情報提供や制度の周知を行います。

【第3次計画の方向性】

- 制度改正に合わせて、受給者に対する適切な情報提供と併せて、各種事務処理を確実に実施します。

② すこやか子育て医療費助成事業

【事業概要】

- 子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減や、子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、子どもの医療費を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 行政サービスに差異が生じないよう、制度の法制化について、国に対して要望していきます。
- 入院時の食事療養費を対象とすることについて検討します。
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化等、最新の情報や動向の把握に努め、適切な対応を講じます。

③ 保育園（所）・認定こども園の保護者負担金（保育料）の軽減

【事業概要】

- 保育園（所）・認定こども園を利用している3歳未満児の保護者負担金の更なる軽減を検討します。

【第3次計画の方向性】

- 3歳未満児の保護者負担金の負担軽減について、検討を進めます。

④ 子育てのための施設等利用給付事業

【事業概要】

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等の利用料を給付します。

【第3次計画の方向性】

- 無償化の対象となる施設等の利用料を給付します。

⑤ 妊産婦・乳児一般健康診査費

【事業概要】

- 安全・安心な出産や子どもの健やかな成長のため、妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き費用助成を行います。

基本目標２ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）知の資源と連携した教育の推進

子どもたちの可能性を広げるため、市内の保育園（所）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、都留文科大学、健康科学大学、県立産業技術短期大学校等の連携を強化する等、多様な面から教育環境の充実を図ります。

① 都留文科大学連携推進事業の推進

【事業概要】

- 子どもを主体とした魅力ある授業の展開に向けて、都留文科大学と連携し、研究指定校・附属学校等において授業改善を進め、誰一人取り残さない教育を推進します。

【第３次計画の方向性】

- 大学教授等を招聘して公開研究会を開催し、その成果を市内小中学校が共有できる体制を構築します。

② 幼保小連携事業

【事業概要】

- 子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた保育園（所）、認定こども園、保護者との双方向の連携を推進することで、子どもの資質・能力や学びの連続性を確保し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための連携体制及び支援体制を構築します。

【第３次計画の方向性】

- 「小１プロブレム」の対策のため、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた「幼保小の架け橋プログラム」を推進します。
- 幼少期から自然な環境で英語に触れることができる機会を創出し、小学校での英語教育に接続する「小学校英語教育事前準備プログラム事業」を推進します。

(2) 生きる力を育む学校教育の推進

子どもたちが直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、多様な他者と協働し、新たな価値を生み出していくために必要な「生きる力」を身に付けられる教育環境を整備します。

① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

【事業概要】

- 「個別最適な学び」の機会の確保や全てのこどもたちがそれぞれの多様性を認め、尊重し合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会の確保等、主体的に学べる環境を構築します。

【第3次計画の方向性】

- 児童生徒一人ひとりの興味や関心を把握し、特性や学習進度、学習到達度等に応じて、指導方法・教材や学習時間等を柔軟に設定するとともに、適切な学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し、「子ども主体の学び」を充実させます。

② きめ細かな支援体制の充実

【事業概要】

- 児童生徒への指導の充実を図るため、引き続き多様できめ細かな指導の体制づくりを推進し、一人ひとりのニーズに応じた学習支援策を講じます。

【第3次計画の方向性】

- 市費負担教員・教員補助員・学習指導員を配置し、個々のニーズを把握していくことによる個に応じたきめ細かな指導・支援をするとともに、共生社会の実現に向け、教育支援センター等と連携し、インクルーシブ教育の更なる充実に取り組みます。
- 都留文科大学の教員志望の学生や退職教員等の地域の幅広い人材と連携する中で、児童生徒の学習サポートや放課後の補習、学習活動の支援を行う教員補助員や学習指導員等を配置し、児童生徒の基礎学力の定着や向上を図ります。
- 家庭における学習習慣の定着を支援するため、「放課後子ども教室」等を活用した児童の学習の場を設け、地域の人材を活用した学習支援活動を実施します。

③ 学校施設の整備事業

【事業概要】

- 安全性が高く、良好な学校運営が行えるようにするため、学校施設の工事・修繕等を計画的に実施します。

【第3次計画の方向性】

- 誰もが安全で安心して学校生活を送ることができる学校施設の整備を推進します。

④ インターナショナルセーフスクール（ISS）の推進

【事業概要】

- 県内唯一の取組である「インターナショナルセーフスクール事業」では、科学的な根拠としての児童生徒自身による安全診断を基に課題を設定し、子どもたち自身の安全力を高める活動に取り組みます。

【第3次計画の方向性】

- 児童生徒の主体的な活動を支援し、学校内外におけるけがの防止をはじめ、主体性をもった防災への取組、いじめ・不登校防止への取組等、安心して学べる環境をつくる態度を養います。
- 持続的な運営体制として、都留リーダーサミットやセーフコミュニティ、地域協働のまちづくり推進会等との連携を強化します。

(3) 家庭・地域・学校の連携による教育の推進

家庭や地域との連携・協働により、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもの安全・安心を確保するための取組を推進します。

① 学校を核とした人づくり・地域づくりの推進

【事業概要】

- これからの学校は、開かれた学校からさらに一歩踏み出し、地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換を図ります。

【第3次計画の方向性】

- 学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を計画的に導入し、「地域とともにある学校」を推進します。

② 子ども協育連絡協議会

【事業概要】

- 子どもたちが更に充実した学校生活や社会生活が行えるよう、地域・学校・家庭・行政が「有機的連携」と「相互協力」を目的とし、それぞれが同じテーブルで、子どもたちへの支援策について協議する協議会を開催します。
- 子どもたちの安全・安心な居場所を確保するための具体的な安全管理方策の検討や、指導員等を対象とした研修会を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 放課後子ども教室を含む地域学校協働活動と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との一体的な推進について協議します。

③ 家庭・地域等と連携した学校安全管理（スクールガード）

【事業概要】

- 児童生徒の登下校時等の安全確保のため、地域の協力のもと、スクールガードの配置に努めます。
- 学校、地域で緊急時における情報伝達手段や情報共有手段を整え、緊急時に早期に対応できる体制を整備します。

【第3次計画の方向性】

- 子どもたちが安心して学校生活を送れるように、スクールガードリーダーを活用するとともに、地域協働のまちづくり推進会等と連携し、地域社会で学校の安全に取り組めます。

(4) 食育の推進

子育て世代が食に関する正しい知識を得られるよう、母子保健事業を通じて指導を実施するとともに、食生活改善推進員会等の地域組織と連携した食育を実施します。

また、学校との連携を強化し、児童生徒及びその家庭に対する食育を推進します。

① 妊婦・乳幼児栄養指導（再掲）

【事業概要】

- 母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であるため、マタニティクラス、乳幼児健康診査、各種相談・教室等で個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を実施します。
- 「授乳・離乳の支援ガイド」に沿って指導し、育児に自信を持てるよう食育と組み合わせ、支援します。

【第3次計画の方向性】

- 栄養士による栄養相談を必要時に行える機会を設けており、今後も電話、所内相談、訪問及びオンラインにて実施します。

② 離乳食教室・赤ちゃん広場（再掲）

【事業概要】

- 赤ちゃんの発達に合わせた離乳食の進め方について、講話や実践を通してわかりやすく紹介し、育児に対する悩みや不安を解消します。

【第3次計画の方向性】

- 多くの子育て世代に情報が届くよう、SNS等を活用した情報提供を実施します。
- 教室や広場は提供型ではなく、参加者の声を拾い参加者と一緒に作り上げていくことで、参加者同士の交流や育児力の向上を推進します。

③ 食生活改善推進員会等の地域組織活動との協働

【事業概要】

- 食生活改善推進員会や各地域協働のまちづくり推進会と連携し、子どもたちが適切な食生活・食習慣を身につけるため、地域ぐるみで若い世代の親子や家族の食生活の改善を推進します。
- 定期的に食生活改善推進員養成講習会を実施することで、会員数の増加を図ります。

【第3次計画の方向性】

- 食を通じた健康づくりのボランティアである食生活改善推進員や協働のまちづくり推進会と連携し、地域の子どもたちへの食育の推進に努めます。

④ 小中学校における食育の推進

【事業概要】

- 食育と心身の健康の保持増進、安全に関する指導等を相互に関連させることで、望ましい生活習慣の形成を目指すことが必要不可欠であるため、学校給食において、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、発達段階に応じた切れ目のない食育を推進します。

【第3次計画の方向性】

- 心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。
- 関係部署と連携し、学校給食における地元農産物の地産地消を推進するとともに、旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、児童生徒が地域の食文化や産業への理解を深める食育を推進します。
- 肥満傾向にある児童生徒が多い現状を踏まえ、都留市の子どもたちの食生活の実態や健康状態を取りまとめ、栄養教諭と各校の養護教諭が連携をとりながら、肥満指導や痩身指導といった食生活に関わる個別指導を進めます。

(5) 思春期保健対策の充実

性や命に関する正しい知識や、喫煙・飲酒・薬物乱用といった問題行動防止のための教育を推進するとともに、思春期特有の悩みを相談できる体制を整備します。

① 性に対する正しい知識の普及

【事業概要】

- 子どもたちが、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さ等に基づく正しい知識を持ち、プレコンセプションケアを念頭においた望ましい行動が取れるよう、発育・発達段階に応じた教育・啓発活動を推進します。

【第3次計画の方向性】

- 思春期保健事業や性教育事業、都留市地域子育て支援センター、個別ケース対応を通して意識付けを継続します。
- 保健師、養護教諭、保育士で行っている学習会の中で子どもや保護者に伝えるタイミングについて検討していきます。

② 思春期保健事業

【事業概要】

- 高校等と連携し、生命誕生や身体の発達の過程の学習、プレコンセプションケア、赤ちゃん抱っこ体験学習等を実施し、思春期保健指導を推進します。
- 生命の誕生や命の大切さ等についての正しい意識が醸成されるよう学校と連携し、教育・啓発活動を充実させます。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き生命の誕生を通して命の大切さを感じ、自分自身を大切にすること、自分を取り巻く周りの人々の命も大切にしていくことを学ぶ機会を継続的に実施します。

③ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育

【事業概要】

- 保健所や医療機関等の関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送ることができる教育を推進します。
- 受動喫煙防止に関する周知・啓発を市民に向けて実施します。
- 学校医、学校薬剤師や警察等と連携して薬物乱用防止教室及び喫煙防止教室等を実施し、健康教育の充実に努めます。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発に努め、広報等に加えて、SNSの活用により若者への周知の拡充を図ります。

④ こころの問題への相談体制

【事業概要】

- 思春期のこころの問題に対応するため、児童生徒及び保護者に対し、教育支援センターの教育相談員による来所や電話による相談のほか、家庭訪問や学校訪問を実施する等、教育や就学等におけるきめ細かな相談・指導体制を充実させます。
- 思春期のこころの問題に悩みを持つ家族に対し、必要に応じて都留市障がい者基幹相談支援センターの専門職員につながります。

【第3次計画の方向性】

- 保健師による「こころの健康相談」を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援を行います。
- セーフコミュニティ「心の健康対策委員会」と連携し、相談窓口の周知・啓発等を推進します。
- 悩んでいる人に気づき、声をかけられる「ゲートキーパー」養成講座を思春期の親世代を含む様々な世代に行うことで、家庭での気づきにつなげます。
- 県のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー活用事業等と教育支援センターが連携した教育相談を充実します。
- 本市独自のスーパーバイザーの派遣により、児童生徒、保護者、学校への支援を充実します。

基本目標3 地域における子ども・子育て支援の推進

(1) 多様な体験・交流活動の充実

子どもたちが地域における多様な交流や体験活動を通じて心身ともに健やかに成長し、社会性を身につけることのできる機会の充実を図ります。

① 放課後子ども教室事業

【事業概要】

- 放課後や休日に地域の方々の参画を得て、子どもが遊びや自然体験、文化活動、地域住民との交流活動等ができる居場所として、小学校区ごとに放課後子ども教室を実施します。
- 放課後児童クラブを運営するNPO法人と連携し、放課後児童クラブの子どもたちも一緒に参加できる「居場所」として、放課後子ども教室を開催します。

【第3次計画の方向性】

- 7小学校区8教室での実施を継続することで、全ての子どもたちの放課後や休日の安全・安心な居場所を確保し、今後、小学校の統合がある場合も、できるだけ子どもの居住地域内で放課後子ども教室が実施できるよう、地域の方々の理解と協力を得ていきます。
- 放課後児童クラブとの具体的な連携の仕方について担当者間で認識の共有を図るとともに、子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブ支援員も随時打合せを行い、円滑な活動の実施に努めます。
- 放課後子ども教室の活動の指導や見守り・サポートを行う人材確保のため、各地域協働のまちづくり推進会や各種文化団体・スポーツ団体、児童の保護者、大学生等にも積極的に呼びかけを行います。

② のびのび興譲館事業

【事業概要】

- 小学4年生から中学3年生を対象に、子どもたちが自主的に集い、様々な体験活動を通して仲間づくりを行い、主体性や創造性を持ちながら、健やかにたくましく成長していくことを目的に、のびのび興譲館事業を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き、子どもや保護者のニーズを把握し、活動内容の工夫・見直しを行うとともに、子どもたちを取り巻く社会環境・家庭環境の変化を踏まえ、のびのび興譲館各塾のあり方について検討します。
- 外部委託等も視野に入れる等、指導員や職員個人に依存しない運営方法を検討します。

③ いきものふれあいの里の運営

【事業概要】

- 自然を体感する経験を通じて、感じる心、気づく心を育み、野生動物やいきものたちを観察すること等の体験学習を通じて、自然のしくみについての理解を深めます。

【第3次計画の方向性】

- 施設の立地を生かした本市独自の環境教育プログラムを軸に、自然・野生動植物への理解を深め、役割及び価値を理解し合う体験プログラムを拡充するとともに、設備の充実や安全・安心な環境づくりを検討します。

④ 思春期保健事業（再掲）

【事業概要】

- 高校等と連携し、生命誕生や身体の発達の過程の学習、プレコンセプションケア、赤ちゃん抱っこ体験学習等を実施し、思春期保健指導を推進します。
- 生命の誕生や命の大切さ等についての正しい意識が醸成されるよう学校と連携し、教育・啓発活動を充実します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き生命の誕生を通して命の大切さを感じ、自分自身を大切にすること、自分を取り巻く周りの人々の命も大切にしていけることを学ぶ機会を継続的に実施します。

⑤ 小・中・高校生と乳児・幼児とのふれあい事業

【事業概要】

- 乳児・幼児とふれあう機会を通じて、生命の尊さを学ぶことができるよう、また、次代の親としての意識を高揚できるよう、体験学習等の機会を設けます。
- より多くの児童生徒が、乳児・幼児とふれあえるよう学校と連携し、事業を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 赤ちゃんに関わることがないまま親になる方が多くなっているため、乳児・幼児とのふれあう機会を通して子どもを産み育てることに対してイメージを持てる機会を設けます。

⑥ 青少年健全育成事業

【事業概要】

- 都留市青少年総合対策本部と青少年健全育成活動を行う各種団体が連携し、家庭・地域における青少年の育成に関する活動を促進します。
- 青少年を取り巻く社会環境の実態把握及び青少年の非行・被害防止活動、環境浄化活動等、青少年健全育成のための市民活動の活性化を図ります。

【第3次計画の方向性】

- 青少年の体験活動、ボランティア活動、地域活動への参加が促進されるよう、育成会等の組織を支援します。
- 青少年の育成者である親をはじめとする大人のモラル向上や、青少年を取り巻く諸問題の理解のため、青少年育成都留市民会議等の協力を得て、講演会や学習会を開催します。
- 青少年育成推進委員に欠員が生じているため、地域における人材の発掘に努めます。

(2) 地域における子どもの居場所づくり

すべての子どもが気軽に集い、安心して過ごすことができる居場所の充実を図ります。

また、関係団体等が取り組む子どもの居場所づくりの活動を支援し、家庭や学校以外の第三の居場所の充実を図ります。

① 放課後児童クラブ（学童保育）

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後に安全・安心な遊びや生活ができる放課後児童クラブを実施します。
- 放課後児童クラブ施設整備指針による計画的な施設整備を行うとともに、運営方式について検討します。
- 特別な配慮を要する子どもや海外から帰国した子ども、外国人の子ども等に対する支援体制を検討します。

【第3次計画の方向性】

- 利用希望者が増加傾向にある中で、待機児童が発生しないよう、計画的な施設整備及び運用方法を検討します。
- 開所時間の延長、利用料金、長期期間中の食事提供等の利用者ニーズを適切に把握し、より満足度の高い取組を検討します。
- 令和5年度に策定した「安全管理／危機管理計画」に基づく各種訓練等を継続的に実施し、防災・危機管理に対する意識醸成に努めます。
- 発達障がい等の特性を持つ児童及び外国籍の児童等の配慮が必要なケースでも適切な受け入れが行えるよう、支援員のスキルアップに資する研修機会を提供します。

② 放課後子ども教室推進事業（再掲）

【事業概要】

- 放課後や休日に、地域の方々の参画を得て、子どもが遊びや自然体験、文化活動、地域住民との交流活動等ができる居場所として、小学校区ごとに放課後子ども教室を実施します。
- 放課後児童クラブを運営するNPO法人と連携し、放課後児童クラブの子どもたちも一緒に参加できる「居場所」として、放課後子ども教室を開催します。

【第3次計画の方向性】

- 7小学校区8教室での実施を継続することで、全ての子どもたちの放課後や休日の安全・安心な居場所を確保し、今後、小学校の統合がある場合も、できるだけ子どもの居住地域内で放課後子ども教室が実施できるよう、地域の方々の理解と協力を得ていきます。
- 放課後児童クラブとの具体的な連携の仕方について担当者間で認識の共有を図るとともに、子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブ支援員も随時打合せを行い、円滑な活動の実施に努めます。
- 放課後子ども教室の活動の指導や見守り・サポートをしていただく人材確保のため、各地域協働のまちづくり推進会や各種文化団体・スポーツ団体、児童の保護者、大学生等にも積極的に呼びかけを行います。

③ 子育て支援活動促進事業

【事業概要】

- 地域における子育て支援活動の活性化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するため、子育て中の親又はその子どもを対象とした子育て支援活動を実施する法人等の取組に対して補助金を交付します。

【第3次計画の方向性】

- 子育て支援活動を促進するための補助制度を創設し、子育てサークル、子ども食堂等に対する支援の充実を図ります。

(3) 地域による子育て支援の充実

地域全体で子どもを育み、子育て家庭を支えるため、住民相互の支え合い活動の活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。

① ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

- 育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）が有償で互いに助け合うファミリー・サポート・センター事業を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 提供会員の確保や利用者の増加を図るため、広報誌やホームページ、SNS等を活用し、周知します。
- 提供会員の確保や保育の質の向上に資する講習会及び研修会等を継続して開催します。
- 利用者のニーズや要望等を把握することで、子育て世帯に寄り添った、満足度の高い事業を目指します。

② 愛育会等の地域組織活動との協働

【事業概要】

- 地域での見守り、声かけを通して、母と子の健康の確保及び増進、子育て支援の充実、地域の健康づくりの推進等を協働で行います。

【第3次計画の方向性】

- 地域組織活動について、活動内容等の周知方法について検討します。
- 引き続き、地域組織活動との協働を継続します。

③ 地域資源を活用した子育て支援

【事業概要】

- 主任児童委員・愛育会・子育てサークル等との連携を強化し、活動を支援します。
- 子ども食堂や学習支援等の地域の子育て力の向上に資する取組に対して支援します。
- 市内大学等と連携し、学生と連携した地域の子育て力を高める事業を検討します。
- 地域住民による教育ボランティアを実施します。
- 地域住民を対象とした子育てに関するセミナー、フォーラム等を開催します。

【第3次計画の方向性】

- 地域住民や学生の意識啓発に資するセミナー等を企画し、連携による取組を促進します。
- 放課後児童クラブで保育業務にあたる支援員の補助として学生の力を活用していくことで、学生のスキルアップにつなげる等、地域内での取組に参画できる人材の育成に努めます。

(4) 子育てネットワークづくりの推進

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

① 子育てサークル等への支援

【事業概要】

- 市ホームページや広報でサークル活動を周知することで、子育てサークル等の利用・参加を促すとともに、サークル相互の交流を促進します。
- 子育て世代だけではなく、高齢者の「居場所」事業等と連携することで、世代間交流も含めた子育てサークル活動を支援します。
- 子育てサークルとの連携を強化し、子育てサークルの活動支援やネットワーク化を支援します。

【第3次計画の方向性】

- 市内の子育てサークルや活動内容等について、様々な機会や媒体を活用して、積極的に情報発信します。
- 子育てサークルと「いーばしょ」事業を展開する団体との連携が図られるよう、ネットワーク化を支援していくことで、世代間交流の取組を推進します。

② 赤ちゃん広場

【事業概要】

- 1歳未満の乳児と保護者が、話をしたり、交流したり、集える場を提供し、広場を通じて子どもの発達過程や育児知識・技術の理解・習得を支援します。

【第3次計画の方向性】

- より多くの参加を得るため、乳児家庭全戸訪問事業等、子育て世代と接する様々な機会を活用し、事業を周知します。
- 参加希望がありながら自ら参加できない親を赤ちゃん広場につなぐ支援について検討します。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

(1) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが自分らしく暮らすことのできるよう、障がいのある子どもを受け入れることができる教育・保育施設等の整備を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず交流できる場の充実を図ります。

① 保育園（所）・認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ

【事業概要】

- 保育園（所）・認定こども園及び放課後児童クラブにおいて、心身に障がいのある子どもの受入れを促進し、健常児と同程度の保育等を実施します。
- 知識や経験等を有する保育士・職員を配置し、障がい児の特性に応じた保育等を実施します。
- 障害児福祉計画に基づき、障がいのある子どもの受け入れを推進します。

【第3次計画の方向性】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備及び施設改修等を計画的に実施していくことで、受け入れが可能な環境を整備します。
- 配慮が必要となる児童の保育を行う上で必要となる各種ノウハウの取得に資する研修機会等を設定していくことで、受け入れが可能な支援体制を強化します。
- 特別な配慮が必要な子どもを受け入れられるよう、職員の配置及び施設の整備等に努めます。
- 東部圏域における児童発達支援センターの設立に向けて、引き続き協議を進めます。

② 特別支援教育の充実

【事業概要】

- インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、教育の充実及び教育環境を整備するとともに、小・中学校におけるきめ細かな特別支援教育体制を充実させます。
- 特別な配慮を要する児童生徒が自立した社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを提供することで、発達段階の状況に即した指導及び支援を充実します。
- 配慮が必要な児童生徒の増加しているため、すべての学級・学校において教職員一人ひとりの専門性の向上に努めます。

【第3次計画の方向性】

- 療育が必要な子どもに対して、引き続き申請に基づいた適切なサービス提供や支援を行います。
- 教員補助員等の人材確保のために、大学との連携や広報活動、働きやすい環境整備等に取り組めます。
- 通級指導教室の充実を図り、入級児童生徒に対し、「自校通級」・「他校通級」・「巡回による指導」によるきめ細かな指導を推進します。

③ ほっこりルーム

【事業概要】

- いきいきプラザ2階の「おもちゃ図書館」を活用し、子育て中の親子の交流等を促進し、子育て情報や遊び場として子育ての喜びを共感できる場をつくります。
- 利用についての周知や管理を行い、ノーマライゼーションの促進に向けて、障がいのあるなしに関わらず、親子が交流できる場を提供します。

【第3次計画の方向性】

- 親子が交流できる場として4箇所の地域子育て支援センターに行くことができない親子の居場所として活用を継続するとともに、利用しやすい方法について検討します。

④ 特別児童扶養手当

【事業概要】

- 心身障がいのため、介護を要する子どもを養育している家庭の安定と福祉の増進のために支給します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き各種相談業務を通じての案内及び広報等による周知を行い、対象者に手当を支給します。

⑤ 障害児福祉手当

【事業概要】

- 重度の心身障がいのため、常に介護を要する子どもを養育している家庭の安定と福祉の増進のために支給します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き各種相談業務を通じての案内及び広報等による周知を行い、対象者に手当を支給します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の充実

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般等に関する相談に応じるとともに、経済的負担の軽減に向けた各種制度の周知及び利用促進を図ります。

① ひとり親家庭に対する相談事業

【事業概要】

- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等に対する相談に応じ、助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介等を行います。
- ハローワークとの連携のもと、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- 養育費確保のための相談・支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き母子・父子自立支援員による相談対応を行い、必要に応じて関係機関につないでいくことで、ひとり親家庭の経済的自立や養育費の確保に努めます。

② 児童扶養手当

【事業概要】

- 配偶者の死亡、離婚等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭を対象に、家庭の生活を安定させ、自立の促進に寄与するために児童扶養手当を支給します。

【第3次計画の方向性】

- 制度改正に合わせ、受給者に対する適切な情報提供と併せて、各種事務処理を確実に実施します。
- 不正受給に係る密告を受けた際にはプライベートにも踏み込んだ対応が想定されるため、適切な調査が可能な人員体制を検討します。

③ ひとり親家庭自立支援給付金

【事業概要】

- 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が、指定教育講座を受講し終了した場合、受講料の一部を支給する母子家庭の母の主体的な能力開発を支援する自立支援教育訓練給付金を支給します。
- ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上修業する場合に生活費を支給し、生活の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金を支給します。

【第3次計画の方向性】

- 母子父子自立支援員及びハローワークと情報共有を図り、連携を強化していくことで、必要な方に必要な支援が届くような体制を構築します。

④ ひとり親家庭医療費助成

【事業概要】

- ひとり親家庭の親及び子どもに対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、親と子の保健の向上と福祉の増進のために支給します。

【第3次計画の方向性】

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化等、最新の情報や動向の把握に努め、適切な対応を講じます。
- 児童については、入院時の食事療養費を対象とすることについて検討します。

⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県事業）の活用

【事業概要】

- 母子家庭等に対し、就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と子どもの福祉の増進を支援します。

【第3次計画の方向性】

- 母子父子自立支援員及び富士・東部保険福祉事務所と情報共有を図り、連携を強化していくことで、必要な方に必要な支援が届くような体制を構築します。

⑥ 母子・父子・寡婦福祉資金利子補給

【事業概要】

- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けた者であって、納期限内に償還を完了している者に対し、利子補給をすることにより福祉の増進に寄与します。

【第3次計画の方向性】

- 母子父子自立支援員及び富士・東部保険福祉事務所と情報共有を図り、連携を強化していくことで、必要な方に必要な支援が届くような体制を構築します。

(3) 子どもの貧困の解消に向けた取組の推進

家庭の経済的状況によって、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないこと、子どもの権利が侵害され、社会から孤立することのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を推進します。

① 貧困家庭への相談事業

【事業概要】

- 母子保健分野と児童福祉分野の相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を中心に、貧困家庭が抱える様々な問題に対応した相談・支援を行います。
- 生活困窮者自立支援事業等を活用した親の就労支援や養育費確保のための相談・支援を実施し、自立を促進します。
- 子どもの学習支援のための施策を検討します。

【第3次計画の方向性】

- 令和6年度に設置した「こども家庭センター」を中心に担当間での情報共有、綿密な連携を行い、対象となる家庭に対し、より良い支援・サポートを提供します。

② 地域資源を活用した支援事業

【事業概要】

- 市内の大学等と連携し、学習支援の場を創出します。
- 地域と連携し、フードバンクによる食料支援及びフードドライブへの支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 生活困窮者自立支援事業としての食糧支援及びフードバンクを継続して実施します。

基本目標5 子どもの権利擁護

(1) 児童虐待防止対策の強化

関係機関や庁内関係課との密接な連携のもと、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進め、妊娠期からの切れ目のない支援等、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

また、セーフコミュニティ「親と子の安全対策委員会」と連携し、「子どもの権利」について周知・啓発を推進します。

① 家庭児童相談事業

【事業概要】

- いじめや不登校等、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助を充実させ、児童の自主性、社会性を支援します。
- 県や関係機関の研修等への参加を促進する等、専門知識を有する職員を確保します。
- 関係機関との連携を強化するとともに、市独自の虐待対応マニュアルの作成等を通じて、早期対応が可能な体制を整備します。

【第3次計画の方向性】

- 専門知識の習得のため、県や関係機関で実施する研修への参加を促進します。
- 市の虐待対応マニュアルを各関係機関と共有し、連携が図れる体制づくりを継続します。
- アウトリーチを心がけ、関係機関との連携も含めて学校や家庭の状況に即した早い対応ができるよう取り組みます。
- 「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、定期的にいじめ問題について協議する機会を設け、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

② 児童虐待相談事業

【事業概要】

- 要保護児童に関する通告義務について広報・啓発するとともに、地域に密着した相談体制を充実させ、児童虐待の早期発見・早期対応を強化します。
- 関係機関との連携を強化するとともに、市独自マニュアルの作成等を通じて、早期対応が可能な体制を整備します。

【第3次計画の方向性】

- 児童虐待通告について広報等で啓発し、早期発見・早期対応に努めます。
- 児童・学生が困ったときに自ら発信できるように、チラシや啓発物品等での啓発を行います。
- 市の虐待対応マニュアルを関係機関と共有し、連携が図れる体制づくりを継続します。

③ 要保護児童対策地域協議会

【事業概要】

- 福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関で構成された要保護児童対策地域協議会の運営を強化し、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで総合的に支援します。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き要保護児童対策地域協議会の運営を通し、関係機関との連携を図りながら、虐待予防、早期発見・早期対応に努め、その後の保護者の子育て支援まで総合的に実施します。
- 県の養成講座を修了した「ヤングケアラー・コーディネーター」により、ヤングケアラーの把握及び専門的な見地による相談対応を行います。

④ 教育相談・自立支援事業

【事業概要】

- 子どもたちの就学や家庭での教育等について相談を受け、指導するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等の問題行動等に適切に対応するため、個々の児童・生徒の状況に応じ学校・教育委員会・関係機関等が連携して対応するチームを組織し、当該児童・生徒を支援します。
- 不登校児童等に対応するためのスーパーバイザーを配置します。
- 児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立ができるよう、学校、教育支援センターとの連携のもと、不登校対策に取り組みます。

【第3次計画の方向性】

- 制度を継続するとともに、学校との連携の中、適切なカウンセリングができるように適切な人材を配置します。
- 学校との普段からの連携を重視して情報を収集するとともに、相談・支援部門とのカウンセリング関連の必要性や児童生徒や保護者とのマッチングについての情報共有を図ります。
- 近年、小学校低学年の不登校児童が増加傾向にあるため、「スマイル教室」の利用対象学年を現在の小学校4年生から低学年に段階的に拡大していきます。

⑤ こども家庭センター（再掲）

【事業概要】

- 母子保健機能と児童福祉機能を統合した一体的な相談体制を整備するために設置したこども家庭センターにおいて、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を実施します。

【第3次計画の方向性】

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、令和6年度に設置した機関であり、子育て世帯に対する切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。
- 幼児やその保護者が安心して就学を迎え、スムーズに義務教育をスタートできるよう、保健師と小学校及び教育支援センターが連携して対応できる体制を整備します。

⑥ 養育支援訪問事業（再掲）

【事業概要】

- 妊娠中に把握したハイリスク妊婦や、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭、乳幼児健康診査等においてフォローが必要な乳幼児に対し、継続的に保健師等が訪問や相談を実施し、家庭相談員、母子・父子自立支援員等と連携し、子育て支援を充実します。
- 妊婦相談や乳児家庭全戸訪問事業と密接に連携し、切れ目なく支援につなげられるようにします。

【第3次計画の方向性】

- 育児不安を抱えることが多い時期であり、愛着形成においても大切な時期であることから、保健師や栄養士、家庭相談員、母子・父子自立支援員等が連携し切れ目ない支援を継続して行います。

⑦ 子育て応援ヘルパー（子育て世帯訪問支援事業）（再掲）

【事業概要】

- 子育てしやすい環境の構築を図るため、ヤングケアラーを含め、養育に問題を抱え、家族等の援助が受けられない子育て家庭等に対し、「子育て応援ヘルパー」を派遣し、育児や家事を援助します。

【第3次計画の方向性】

- 出産後間もない時期だけでなく公的支援につながつていない児童や不適切な養育状態にある家庭等、特に支援が必要と認められる家庭へと拡充します。

(2) いじめ・不登校対策の強化

いじめや不登校について相談できる体制を充実させるとともに、教職員の専門知識の習得を図り、関係機関との連携を強化しながら、子どもに寄り添った適切な対応がとれる体制の構築・強化します。

① 教育相談・自立支援事業（再掲）

【事業概要】

- 子どもたちの就学や家庭での教育等について相談を受け、指導するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等の問題行動等に適切に対応するため、個々の児童・生徒の状況に応じ学校・教育委員会・関係機関等が連携して対応するチームを組織し、当該児童・生徒を支援します。
- 不登校児童等に対応するためのスーパーバイザーを配置します。
- 児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立ができるよう、学校、教育支援センターとの連携のもと、不登校対策に取り組めます。

【第3次計画の方向性】

- 制度を継続するとともに、学校との連携の中、適切なカウンセリングができるように適切な人材を配置します。
- 学校との普段からの連携を重視して情報を収集するとともに、相談・支援部門とのカウンセリング関連の必要性や児童生徒や保護者とのマッチングについての情報共有を図ります。
- 近年、小学校低学年の不登校児童が増加傾向にあるため、「スマイル教室」の利用対象学年を現在の小学校4年生から低学年に段階的に拡大していきます。

② 家庭児童相談事業（再掲）

【事業概要】

- いじめや不登校等、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助を充実させ、児童の自主性、社会性を支援します。
- 県や関係機関の研修等への参加を促進する等、専門知識を有する職員を確保します。
- 関係機関との連携を強化するとともに、市独自の虐待対応マニュアルの作成等を通じて、早期対応が可能な体制を整備します。

【第3次計画の方向性】

- 専門知識の習得のため、県や関係機関で実施する研修への参加を促進します。
- 市の虐待対応マニュアルを各関係機関と共有し、連携が図れる体制づくりを継続します。
- アウトリーチを心がけ、関係機関との連携も含めて学校や家庭の状況に即した早い対応ができるよう取り組みます。
- 「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、定期的にいじめ問題について協議する機会を設け、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 子どもの意見表明権の確保

すべての子どもが年齢や発達段階に応じた、意見の表明機会を確保することで、子どもに対する施策に反映させるとともに、様々な状況から意見を表明できない子ども等の意見を吸い上げるための取組を推進します。

① 都留リーダーサミットの間による意見聴取

【事業概要】

- 社会に参画する態度や自治的な能力の育成を図ることを目的に、市内小中学校の代表が自分の住んでいる地域や学校について、より良い環境にしていくために「塾考」して話し合い、行動する場としての「都留リーダーサミット」において、市長や教育長等が参加することで子どもたちの意見を受け取り、市政に反映します。

【第3次計画の方向性】

- インターナショナルセーフスクール、セーフコミュニティ及び地域協働のまちづくり推進会等と連携し、都留リーダーサミットの持続的な運営を支援します。

② 子どもアドボカシーの推進

【事業概要】

- 様々な機会を通じて、子どもアドボカシーを実施するアドボケイト（擁護者）の育成に努め、子どもが声を上げることがサポートすることで、子どもの意見や思いを聴き、これを共有しながら意思決定者に伝え、これらが施策に変化をもたらすための活動を推進します。

【第3次計画の方向性】

- 様々な媒体を通じて「子どもアドボカシー」についての啓発を行います。
- 県等が実施する意見表明等支援員の養成にかかる各種研修・講座等の情報を提供し、参加促進を図ります。

基本目標6 子ども・子育て環境の整備

(1) 仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりの促進

仕事と子育ての両立を支援するための就労環境や多様な働き方ができる雇用環境の整備を促進するため、企業等への情報提供や働きかけを行います。

① 両立支援のための体制整備

【事業概要】

- 男女雇用機会均等法や育児休業制度の趣旨や内容を普及・啓発し、男女がともに働きやすい、就業環境の整備を働きかけます。
- 男性の育児休業の取得に向けた体制整備を検討していきます。
- 育児休業制度についての啓発を行うとともに、パート従業員等への拡大促進に向けた取組を検討します。

【第3次計画の方向性】

- 育児休業に係る正しい知識等に係る情報発信を推進します。
- 関係機関と連携し、男性の育児休業等に関する情報発信を行います。

② 働き方改革促進事業

【事業概要】

- 企業等へ働き方改革に関する情報提供等を行い、働き方改革を企業が実施していくための支援を行います。

【第3次計画の方向性】

- ホームページや広報誌、企業に出向いての説明や研修に加えて、SNSを積極的に活用する等、様々な媒体により、多様な主体に届けることができるような工夫を行います。
- 商工会や経営者連絡協議会と連携し、市内事業者に対し働き方改革に関する情報提供等を行います。

(2) 男女共同参画社会の推進

男女が共に子育てを担い、性別にかかわらず、子育てしながら多様な働き方で、活躍できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

① 男女共同参画推進事業

【事業概要】

- 男女共同参画推進委員会を中心に、子どもから高齢者まで幅広い年代に向けて啓発活動を行うとともに、市内事業所への働きかけも強化します。
- 男女共同参画社会の実現に向け、「都留市男女共同参画推進計画」に掲げる計画の推進、管理を行います。
- 全市民を対象に、広報、機関紙及び各イベント等において啓発活動を行い、地域、教育、職場等の中で男女共同参画についての意識の高揚を促進します。
- 子育てに主体的に取り組むことができるよう夫婦それぞれの役割を理解する教室を実施します。

【第3次計画の方向性】

- デジタル社会への対応を踏まえ、SNS等での男女共同参画に関する情報を発信し、事業所、学校等の各種団体と連携を図りながら、地域一体となって男女共同参画を推進する意識を醸成します。
- 子育ての促進について、パパママ教室以外のアプローチする機会として、イベントの開催やオンラインの活用等を検討します。
- 多様性に関する理解促進等、安心して暮らせる社会づくりを推進します。

(3) 学びの場・遊び場の整備

地域の中で学ぶ場として図書館等の充実及び啓発を行うとともに、子どもがのびのびと遊ぶことができ、親子が安心して利用できる公園等の整備を実施します。

① 図書館の充実

【事業概要】

- 図書館利用の啓発を行うとともに、行事や小集会を開催することで、親子等の居場所としても有効な「絵本コーナー」や「幼児・情報フロア」の活用と施設の周知を促進します。
- 市民の多様な学習ニーズに応じた蔵書を整備し、有効活用できるよう利用支援のサービス体制を整えます。
- ファミリー・サポート・センターとの連携やブックスタート事業を図書館で実施する等、図書館の利用を促進するための取組を推進します。
- 図書館まで来られない方への支援措置として、貸出文庫の申請をされた団体（地域コミュニティセンター等）に対し、貸出文庫の巡回を行い、広く市民に貸出ができる環境整備に努めます。
- 各種イベント等の開催曜日・時間を周知し、参加促進を図ります。
- 都留文科大学附属図書館について、各種イベントの参加者に利用方法等を周知し、学びの場としての活用を促進します。また、学生に対しても市立図書館の利用についての周知を進めます。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き市立図書館及び大学図書館が連携し、市民及び学生が気軽に利用できるような取組を検討し、広く周知を図ります。
- 子ども読書活動推進計画等に沿って、すべての子どもたちが読書に親しむ環境を整備します。

② 公園等の整備

【事業概要】

- 日常の憩いの場、子どもがのびのびと遊ぶことができる場所として公園や緑地等を整備していくことを検討しながら、親子が安心して公園を利用できるよう、遊具の点検・整備や有害物の取り締まり、見回り等、地域の協力を得ながら安全性を確保します。
- 都市公園以外の公園との連携の中で、多様化する市民ニーズを踏まえ、誰もが安全・快適に利用できる公園づくりを検討します。

【第3次計画の方向性】

- 田原交流センター内の子育て支援センターと都留市総合運動公園を一体的に利用することで、子育て世代だけではなく、子どもから高齢者まで、全世代が集まることができる公園を目指し、都留市総合運動公園内の湧水のほとりエリアに隣接する約 0.7ha を3つのエリアにゾーニングし、大型遊具等を設置し再整備します。
- 引き続き親子をはじめ誰もが安全に安心して利用できる公園づくりを推進します。

(4) 安全・安心な子育て環境の整備

安心して子育てをするためには、様々な子育て支援サービスだけでなく、安全・安心に生活できる環境の整備が重要であり、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進し、地域や関係機関と連携した交通安全、防犯対策等を実施します。

① 通学路・保育園等周辺道路の整備

【事業概要】

- 保育園（所）や認定こども園等が行う散歩などの園外活動や通学路の安全を確保するため、キッズゾーンの設定等、安全確保や整備を行います

【第3次計画の方向性】

- 園外活動等時の安全確保のため、園周辺道路の確認及び危険個所の整備を行います。
- 周辺道路を定期的に点検・確認し、安全計画の見直しを行いながら園児の安全確保に努めます。

② 交通安全教育の推進

【事業概要】

- 交通安全協力団体等と協力し、幼児・児童の入園・入学時に交通安全指導を行います。
- 交通安全教材及び啓発グッズの配布を行います。

【第3次計画の方向性】

- 交通安全教室を行っている小学校や警察と連携し、子どもの交通安全意識の向上に努めます。

③ 都留市通学路安全推進協議会

【事業概要】

- 児童生徒の通学における安全確保について、学校、国、県、市、警察等の関係機関と連携した「都留市通学路安全推進協議会」を設置し、合同点検やその安全対策を協議する等、より安心して通学が行えるよう取り組みます。

【第3次計画の方向性】

- 引き続き通学路安全推進協議会及び合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。

④ 家庭・地域等と連携した学校安全管理（スクールガード）（再掲）

【事業概要】

- 児童生徒の登下校時等の安全確保のため、地域の協力のもと、スクールガードの配置に努めます。
- 学校、地域で緊急時における情報伝達手段や情報共有手段を整え、緊急時に早期に対応できる体制を整備します。

【第3次計画の方向性】

- 子どもたちが安心して学校生活を送れるように、スクールガードリーダーを活用するとともに、地域協働のまちづくり推進会等と連携し、地域社会で学校の安全に取り組みます。

⑤ インターナショナルセーフスクール（ISS）の推進（再掲）

【事業概要】

- 県内唯一の取組である「インターナショナルセーフスクール事業」では、科学的な根拠としての児童生徒自身による安全診断を基に課題を設定し、子どもたち自身の安全力を高める活動に取り組みます。

【第3次計画の方向性】

- 児童生徒の主体的な活動を支援し、学校内外におけるけがの防止をはじめ、主体性をもった防災への取組、いじめ・不登校防止への取組等、安心して学べる環境をつくる態度を養います。

⑥ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備事業

【事業概要】

- 子育て世代が安心して移動できるよう、スロープや玄関の段差解消について計画的に施設整備を行います。
- ユニバーサルデザイン化が完了している施設の維持管理を行います。

【第3次計画の方向性】

- 市内小学校の統廃合等の動向や各小学校の児童数の推移等を鑑み、「都留市放課後児童クラブ施設整備計画」を見直していく中で、ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設整備及び維持管理を継続していきます。
- 引き続き、子育て世代が安心して利用できる施設となるよう維持していきます。

⑦ 市営住宅等新婚・子育て世帯家賃助成

【事業概要】

- 新婚・子育て世帯の移住定住及び住生活の安定を促進するため、市営住宅（特定公共賃貸住宅を含む）に入居する世帯に対し、家賃の一部を助成します。

【第3次計画の方向性】

- 若年層の市営住宅等への関心を喚起するため、窓口や広報紙、ホームページの他、SNS等を活用し周知します。
- 子育てをする若年世帯を支えるため、市営住宅等の入居要件・家賃算定要件・本助成金の要件の緩和や助成期間の延長を検討します。

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の概要

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を“教育・保育提供区域”として設定することとされています。

幼児期の特定教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

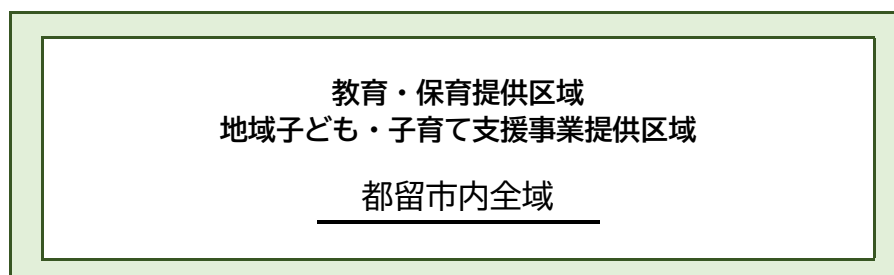
(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、区域を設定しました。

(3) 都留市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では、教育・保育提供区域を、市内全域（1区域）に設定します。

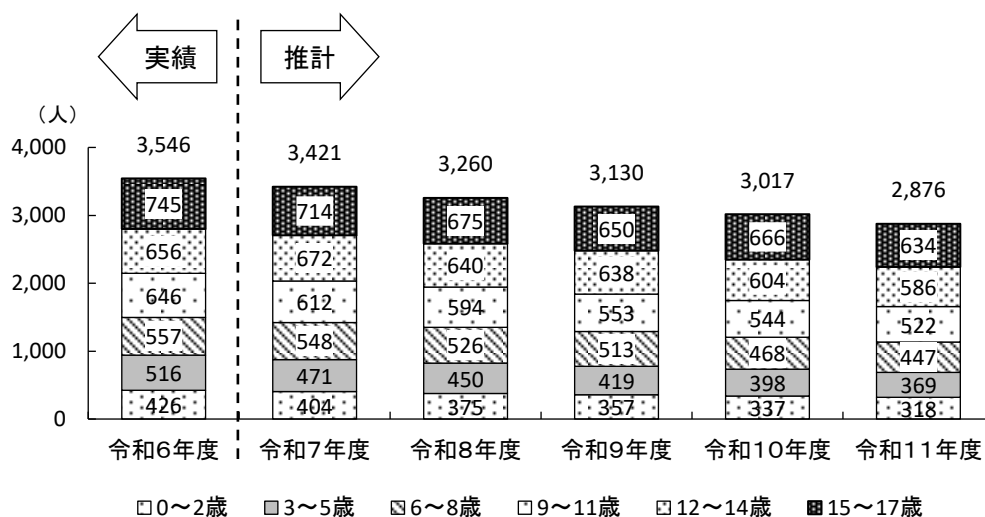
また、地域子ども・子育て支援事業についても、市内全域（1区域）に設定します。



2 子ども数の推計

計画期間における子ども数について、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口を基に、性別・1歳ごとのコーホート変化率法により推計しました。

令和11年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。



	実績値	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	131	127	119	113	107	100
1歳	150	132	128	120	114	108
2歳	145	145	128	124	116	110
3歳	161	147	147	130	126	118
4歳	165	158	144	144	127	123
5歳	190	166	159	145	145	128
6歳	171	189	165	158	144	144
7歳	188	172	190	166	159	145
8歳	198	187	171	189	165	158
9歳	211	197	186	170	188	164
10歳	204	211	197	186	170	188
11歳	231	204	211	197	186	170
12歳	211	229	202	209	195	184
13歳	234	211	229	202	209	195
14歳	211	232	209	227	200	207
15歳	235	212	233	210	228	201
16歳	270	233	210	231	208	226
17歳	240	269	232	209	230	207
合計	3,546	3,421	3,260	3,130	3,017	2,876

3 幼児期の特定教育・保育事業

■量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設、サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の特定教育・保育施設、サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■認定区分

区分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり	保育所、認定こども園 (幼稚園利用も可能)
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園 地域型保育事業

■教育・保育の確保内容（施設及び事業）

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ①幼稚園 ②保育所 ③認定こども園
未認可幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業
	①小規模保育（定員6～19人） ③居宅訪問型保育 ②家庭的保育（定員5人以下） ④事業所内保育

(1) 1号認定（教育）

■事業内容（認定区分）

保護者の就労等、保育の必要性の有無に関わらず、満3歳以上の子どもに認定こども園や幼稚園で教育を提供する認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	111	106	98	93	86
確保の内容（b）	140	140	140	140	140
特定教育・保育	140	140	140	140	140
未認可幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	29	34	42	47	54

■量の確保方策

量の見込みのピークである令和7年度の111人に対しては、現在の供給量で受入れが可能となっております。

保育の必要性がなくなった場合でも、子どもが慣れ親しんだ園を退園することなく利用できる体制を整え、子どもの健やかな成長及び発達を支援するため、今後も認定こども園の設置について検討していきます。

(2) 2号認定（保育）

■事業内容（認定区分）

保護者の就労等、保育の必要性の事由を有する、満3歳以上の子どもに保育園や認定こども園で保育を提供する認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	399	385	361	346	323
確保の内容（b）	430	430	430	430	430
特定教育・保育	430	430	430	430	430
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	31	45	69	84	107

■量の確保方策

量の見込みのピークである令和7年度の399人に対し、教育・保育事業を行う施設の利用定員の合計は令和6年4月現在で439人となっており、必要な量は確保されています。

(3) 3号認定（保育）

■事業内容（認定区分）

保護者の就労等、保育の必要性の事由を有する、満3歳未満の子どもに保育所・認定こども園で保育を提供する認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	277	263	256	246	236
0歳	46	45	45	44	42
1歳	110	109	104	100	96
2歳	121	109	107	102	98
確保の内容（b）	280	280	280	280	280
特定教育・保育	280	280	280	280	280
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	3	17	24	34	44

■量の確保方策

量の見込みのピークである令和7年度の277人に対し、教育・保育事業を行う施設の利用定員の合計は令和6年4月現在で286人となっており、必要な量は確保されています。

■0～2歳の保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳人口（a）	404	375	357	337	318
保育利用者数（b）	277	263	256	246	236
保育利用率（b/a）	68.6%	70.1%	71.7%	73.0%	74.2%

4 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域の計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりを設定します。

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

■事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）		77	74	70	68	64
確保の内容	利用者数（b）	77	77	77	77	77
	実施か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足（b-a）		0	3	7	9	13

■量の確保方策

令和6年度現在、3か所の認定こども園で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の77人に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業

■事業内容

放課後児童クラブ（学童保育）は、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を支援することを目的とした事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	379	382	380	370	358
小学1年生	99	85	81	73	72
小学2年生	99	113	101	99	92
小学3年生	90	87	101	92	90
小学4年生	54	56	55	64	58
小学5年生	24	25	25	25	29
小学6年生	13	16	17	17	17
確保の内容（b）	400	400	400	400	400
過不足（b-a）	21	18	20	30	42

■量の確保方策

令和6年度現在、7学区、10クラブで当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和8年度の382人に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

■事業内容

保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	7	7	6	6	6
ショートステイ	4	4	3	3	3
トワイライトステイ	3	3	3	3	3
確保の内容（b）	7	7	6	6	6
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

■量の確保方策

令和6年度現在、2施設と契約を締結し、実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の7人に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	9,939	9,371	8,814	8,349	7,804
確保の					
利用者数（b）	9,939	9,371	8,814	8,349	7,804
内容					
実施か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

■量の確保方策

令和6年度現在、市内4か所の地域子育て支援センターにおいて実施しており、現在の供給体制で受入れが可能となっています。

保護者のニーズに応じたサービスの提供等、事業内容の更なる充実を検討していきます。

(5) 一時預かり事業

■事業内容

認定こども園（幼稚園型Ⅰ）在園児を対象にしたものとその他のものがあります。

認定こども園（幼稚園型Ⅰ）在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、その他のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預かる事業です。

①幼稚園型Ⅰにおける一時預かり

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	170	163	150	143	132
確保の内容（b）	230	230	230	230	230
過不足（b-a）	60	67	80	87	98

■量の確保方策

令和6年度現在、1か所の認定こども園で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の170人日／年に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

②その他（幼稚園型Ⅰを除く）一時預かり

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	652	526	452	370	311
確保の内容（b）	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
過不足（b-a）	408	534	608	690	749

■量の確保方策

令和6年度現在、1か所の地域子育て支援センターと2か所の認定こども園で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の652人日／年に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(6) 病児・病後児保育事業

■事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)		204	195	184	175	166
確保の内容	利用者数 (b)	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	実施場所	1 場所	1 場所	1 場所	1 場所	1 場所
過不足 (b-a)		1,176	1,185	1,196	1,205	1,214

■量の確保方策

令和6年度現在、市内1施設で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和2年度の204人日に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

利用料の負担軽減等により、利用しやすい事業実施を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をして、様々な育児の手助けを行う有償ボランティア事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：件／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)		569	544	515	489	463
確保の内容 (b)		569	544	515	489	463
過不足 (b-a)		0	0	0	0	0

■量の確保方策

令和6年度現在、99人の提供会員が登録しており、現在の供給体制で受入れが可能となっています。

(8) 利用者支援事業

■事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

■量の確保方策

子育てほっとステーション（基本型）及びこども家庭センター（こども家庭センター型）にて実施します。

(9) 妊婦一般健康診査

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を支援するため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人回／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,487	1,412	1,337	1,250	1,187
確保の内容	実施場所	都留市立病院、山梨赤十字病院、富士吉田市立病院 等				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦一般健康診査、追加検査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

■量の確保方策

都留市立病院をはじめとした医療機関にて実施しており、妊婦健康診査の利便性及び量の確保はできています。

より安全な出産のため、継続的に妊婦健康診査の利用を促進します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		127	119	113	107	100
確保の内容	実施体制	健康子育て課（保健師等）				
	実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

対象となる全ての家庭に訪問し、情報提供の充実や各機関と連携した支援を実施します。

(11) 養育支援訪問事業

■事業内容（認定区分）

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：件／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5	5	4	4	4
確保の内容	実施体制	健康子育て課相談員・保健師				
	実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

支援が必要な家庭の把握に努めつつ、事業に当たる保健師等の専門職の充実を図るとともに、さらなる資質の向上に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

■事業内容（認定区分）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：件／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		40	38	37	35	34
確保の内容	実施体制	健康子育て課				
	実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

支援が必要な家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の把握に努めつつ、事業に当たる訪問支援員等の充実を図るとともに、さらなる資質の向上に努めます。

(13) 児童育成支援拠点事業【新規事業】

■事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

計画期間において実施予定はありませんが、対象となる児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

(14) 親子関係形成支援事業【新規事業】

■事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	70	70	70	70
確保の内容	実施体制	健康子育て課（保健師等）				
	実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、事業にあたる保健師等の専門職の確保及び資質の向上を図ります。

(15) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）【新規事業】**■事業内容**

保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048
0歳	524	524	524	524	524
1歳	262	262	262	262	262
2歳	262	262	262	262	262
確保の内容（b）	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

■量の確保方策

量の見込みの1,048人日／年に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】**■事業内容**

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業です。

なお、伴走型相談支援については、こども家庭センター型で実施します。

■量の見込みと確保の内容

単位：人回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	357	339	321	300	285
確保の 内容	健康子育て課（保健師等）				
実施体制					
実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

相談先の周知を図り、こども家庭センター（こども家庭センター型）にて実施します。

(17) 産後ケア事業【新規事業】

■事業内容

産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		94	94	94	94	94
確保の内容	実施体制	健康子育て課（保健師等）、産前産後ケアセンター（助産師等）				
	実施機関	健康子育て課、産前産後ケアセンター				

■量の確保方策

宿泊型については、実施機関が遠方（笛吹市）にあるため、アウトリーチ型による対応を併せて実施することで、適切な支援体制を構築していきます。

(18) 障害児通所支援事業【参考】

■事業内容

障がいのある児童が通所し、自立促進のための訓練や居場所づくりを行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日／月

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		312	444	444	444	444
	児童発達支援	64	80	80	80	80
	放課後等デイサービス	248	364	364	364	364

■量の確保方策

ニーズを把握し、県や圏域と連携しながら児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の拡充に努めます。

第6章 計画の推進

子ども・子育て支援新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に事業等を実施するとともに、子育て世代のニーズを的確に捉えつつ、子ども・子育て支援事業を着実に推進していく体制を構築するとともに、計画の実施状況を把握し、その結果を事業の改善や充実に反映させていくことが重要です。

- (1) 本計画は、市民をはじめ地域や関係機関等と連携し、本市の子どもや、子育て世代を支援していこうとするものです。

そのため、計画の内容を広く理解してもらうために、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会を捉えて、計画の周知を行います。

- (2) 本計画は、行政だけで推進するものではなく、それぞれの家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、学校、放課後児童クラブ、地域その他の関係機関・団体等と連携・協働し取り組んでいきます。

- (3) 本市の目指す「ひと集い 地域の中で子どもが健やかにのびのび育つまちづくり」の実現には、子ども、家庭のニーズや地域環境の変化に応じて適宜、事業等の見直しを図る必要があります。

このため、事業が効果的に実施されるよう、子どもの保護者や保育・教育関係者、学識経験者等で構成される「都留市子ども・子育て会議」において、年度ごとの計画の実施状況を点検し、評価していきます。

また、評価に伴い、施策の見直しや改善等、必要な措置を講じていきます。

資料編

都留市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号)
改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 7 号
改正 令和 7 年 3 月 25 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、都留市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例第 18 号)中「各種委員、協議会の委員」の規定を準用する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部健康子育て課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

都留市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日まで

No.	氏 名	区 分	備 考
1	高部 邦広	子どもの保護者	都留市小中学校 PTA 連合会 会長
2	小林 貴世美	子どもの保護者	都留市保育所連合会 会長
3	武井 治郎	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	医療法人誠仁会 武井クリニック 院長
4	三枝 里実	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NP0 法人 にじいろの スイミー 事務局長
5	天野 徳江	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NP0 法人 天使のおもちゃ 図書館はばたき 理事長
6	中江 恵子	子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者	主任児童委員
7	渡邊 雅彦	子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者	教育支援センター 教育相談員
8	大竹 太	子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者	都留市小中学校長会 会長
9	井上 正士	子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者	都留市保育所連合会 会長
10	織田 果奈	公募市民	NP0 法人 にこ研 親子の えがお研究クラブ 代表
11	奈良 美緒	公募市民	株式会社つるでつながる 代表取締役

(敬称略)

都留市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日 付	内 容
令和 6 年 2 月 28 日	令和 5 年度 第 1 回 都留市子ども・子育て会議 ○第 3 次 都留市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和 6 年 4 月～	ニーズ調査配付、回収及び集計
令和 6 年 10 月 30 日	令和 6 年度 第 1 回 都留市子ども・子育て会議 ○第 3 次 都留市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和 6 年 12 月 24 日	令和 6 年度 第 2 回 都留市子ども・子育て会議 ○第 3 次 都留市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和 7 年 2 月 6 日	パブリック・コメントの実施 【実施期間：令和 7 年 2 月 6 日～令和 7 年 2 月 27 日】
令和 7 年 3 月 11 日	令和 6 年度 第 3 回 都留市子ども・子育て会議 ○第 3 次 都留市子ども・子育て支援事業計画（案）の承認について



都 留 市

